

企業者向け

産学連携について

- 産学連携制度や科学技術相談、特許出願まで -

SANGAKU

京都工芸繊維大学

RENKEI

KYOTO INSTITUTE
OF TECHNOLOGY



本書について

京都工芸繊維大学では、教育研究により得られた成果を社会に還元すべく、共同研究、受託研究、受託研究員、奨学寄附金、学術指導などの産学連携制度を用いた産学連携活動を行っています。

本書は、科学技術相談から特許出願に至るまでの本学の産学連携活動について、各制度の概要、申込書や契約書などの様式、関係規則等を取りまとめたものです。本学との産学連携実施のご検討や、手続きの際のご参考として、ご活用いただけますと幸いです。

目 次

○産学連携制度について	1
○共同研究等における間接経費率の改定について	2
○知的貢献費について（R8.4.1導入）	3
○科学技術相談	4
・科学技術相談申込書	6
○共同研究制度	8
・共同研究申込書	9
・共同研究契約書	10
○受託研究制度	18
・受託研究申込書	19
・受託研究契約書	20
○受託研究員制度	28
・受託研究員等申請書	29
○奨学寄附金制度	30
・寄附金申込書	31
○学術指導制度	32
・学術指導申込書	33
・学術指導契約書	34
○共同研究から生まれた知的財産の取扱い	37
・発明等の取扱いに関する基本的な手続きの流れ	38
・実施の流れ	39
○京都工芸繊維大学産学連携協力会	40
・入会申込書	41
○産学公連携推進センターHP	43
○規則・会則等	44
・共同研究規則	45
・受託研究規則	49
・受託研究員等規則	52
・学術指導規則	54
・発明等規則	57
・成果有体物取扱規則	67
・著作物取扱規則	70
・産学連携協力会会則	77
○お問い合わせ先	80

○産学連携制度について

産学連携制度には次のようなものがあります。

令和8年6月現在
研究推進・産学連携課

	概要	研究費等	特許等を受ける権利の帰属	その他
共同研究制度	- 企業等外部の機関と本学の研究者が協力して、共通の課題について対等の立場で共同して研究することで、優れた成果を生み出そうとするもの - 研究に必要な設備を大学内に持ち込むことや、企業等外部の機関から本学に研究者を派遣することも可能	- 研究経費＋間接経費（間接経費は、研究経費の15% ※研究期間の開始日または変更・延長の対象期間の開始日が令和9年4月1日以降の契約の場合、間接経費は研究経費の30%） - 研究料（研究者の受け入れがある場合） 6か月を超え1年以内 ：420千円/人 6か月以内 ：300千円/人	通常の場合、大学（又は発明教員等個人）と外部機関との共有となる	一つの契約で複数年度にわたる研究が可能である
受託研究制度	- 本学において企業等外部の機関からの委託を受けて職務として行う研究でこれに要する経費を委託者が負担するもの - 本学は、委託者から一定の研究調査等の依頼を受けその財源となる費用を受け入れ、その成果を委託者に報告する義務を負う	研究経費＋間接経費（間接経費は、研究経費の30%）	通常の場合、大学（又は発明教員等個人）に帰属することとなる。委託者が国以外の場合には特許権の一部を委託者に譲与できる	一つの契約で複数年度にわたる研究が可能である
受託研究員制度	企業等外部の機関から技術者又は研究者を受け入れて、本学教員の指導のもと、大学院程度の研究を行うもの	研究料 月額 45,100 円/人	通常の場合、大学（又は発明教員等個人）と受託研究員との共有となる	受入期間は1年以内（延長可）
奨学金寄附制度	本学において、学術研究に要する経費等、教育研究の奨励を目的とする経費に充てるべきものとして、企業等外部の機関から受け入れる現金で、寄附者に反対給付を与える義務を負わない一方的なもの	寄附金（管理費は、寄附金の5%）	大学（又は発明教員等個人）に帰属することとなる	寄附金控除 寄附金は、法人の場合は全額を損金に算入、個人の場合は所得の40%まで所得控除できる
学術指導制度	企業等外部からの依頼を受けて本学の研究者が専門的知識に基づき指導助言を行うもの	指導経費＋間接経費（間接経費は、指導経費の15% ※研究期間の開始日または変更・延長の対象期間の開始日が令和9年4月1日以降の契約の場合、間接経費は研究経費の30%）	発明等の知的財産が生じた場合、その取扱いについて協議する	一つの契約で複数年度にわたる指導が可能である

○ 共同研究等における間接経費率の改定について

本学では、産業界・地域・自治体等皆様の期待やニーズ・課題等に応えるため、共同研究等を積極的に実施しております。その際に頂戴しております間接経費については、研究の基盤となる共用施設・設備や情報ネットワーク等の維持整備、ならびにプロジェクトの管理的な業務を行うための教職員人件費等に活用させていただいております。これにより、研究者が研究に専念できる体制を確保するとともに、円滑かつ適正な産学連携を支える持続的な共同研究基盤を整備しております。

このような中、共同研究等に関わる間接経費率の取扱いについては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成 28 年度及び令和 2 年度追補版を含む。文部科学省、経済産業省）」等において、共同研究等の強化のためには、適切な費用を産業界に求めていくことが重要であるとの提言がなされ、各大学に間接経費率の見直しが求められているところです。

これらの提言等を受け、今般、直近の実績をもとに共同研究を実施する際に必要な管理的経費について改めて検証を行ったところ、直接経費の 30%以上の費用を要していることが算出されました。

つきましては、現在、直接経費の 15%と定めております間接経費（共同研究契約および学術指導契約）の率を 30%に見直すことといたしました。これにより、弊学の総力を挙げて研究・産学連携機能の高度化・強化に一層努め、皆さまと共に新たな価値の創造とイノベーションの創出を進めて行く所存です。

何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

改定内容

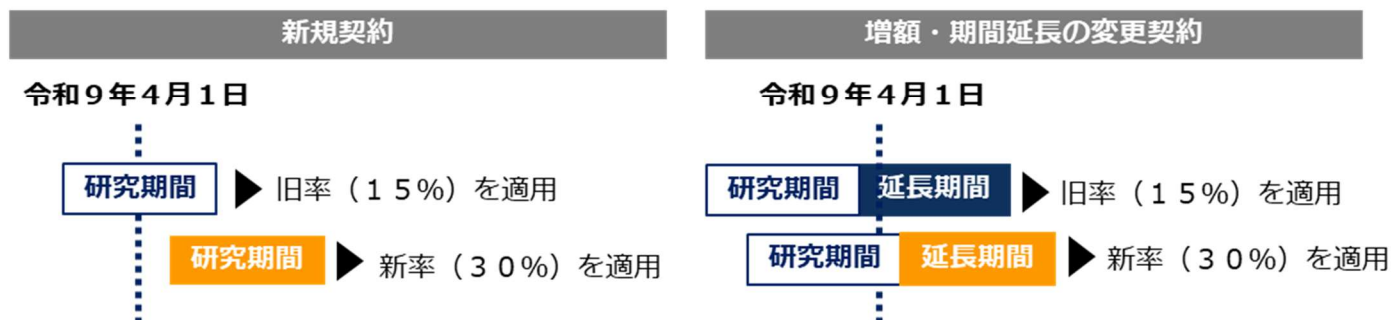
改定前：直接経費の **15%**

改定後：直接経費の **30%**

	令和 8 年度	令和 9 年度																				
共同研究・学術指導の 間接経費率	直接経費の 1 5 %	直接経費の 3 0 %																				
例示	<table><tr><td>直接経費</td><td>+</td><td>間接経費</td><td>=</td><td>総額</td></tr><tr><td>100万円</td><td></td><td>15万円</td><td></td><td>115万円</td></tr></table>	直接経費	+	間接経費	=	総額	100万円		15万円		115万円	<table><tr><td>直接経費</td><td>+</td><td>間接経費</td><td>=</td><td>総額</td></tr><tr><td>100万円</td><td></td><td>30万円</td><td></td><td>130万円</td></tr></table>	直接経費	+	間接経費	=	総額	100万円		30万円		130万円
直接経費	+	間接経費	=	総額																		
100万円		15万円		115万円																		
直接経費	+	間接経費	=	総額																		
100万円		30万円		130万円																		

適用対象

研究期間（実施期間）の開始日または変更・延長の対象期間の開始日が **2027年（令和9年）4月1日**以降の共同研究および学術指導契約



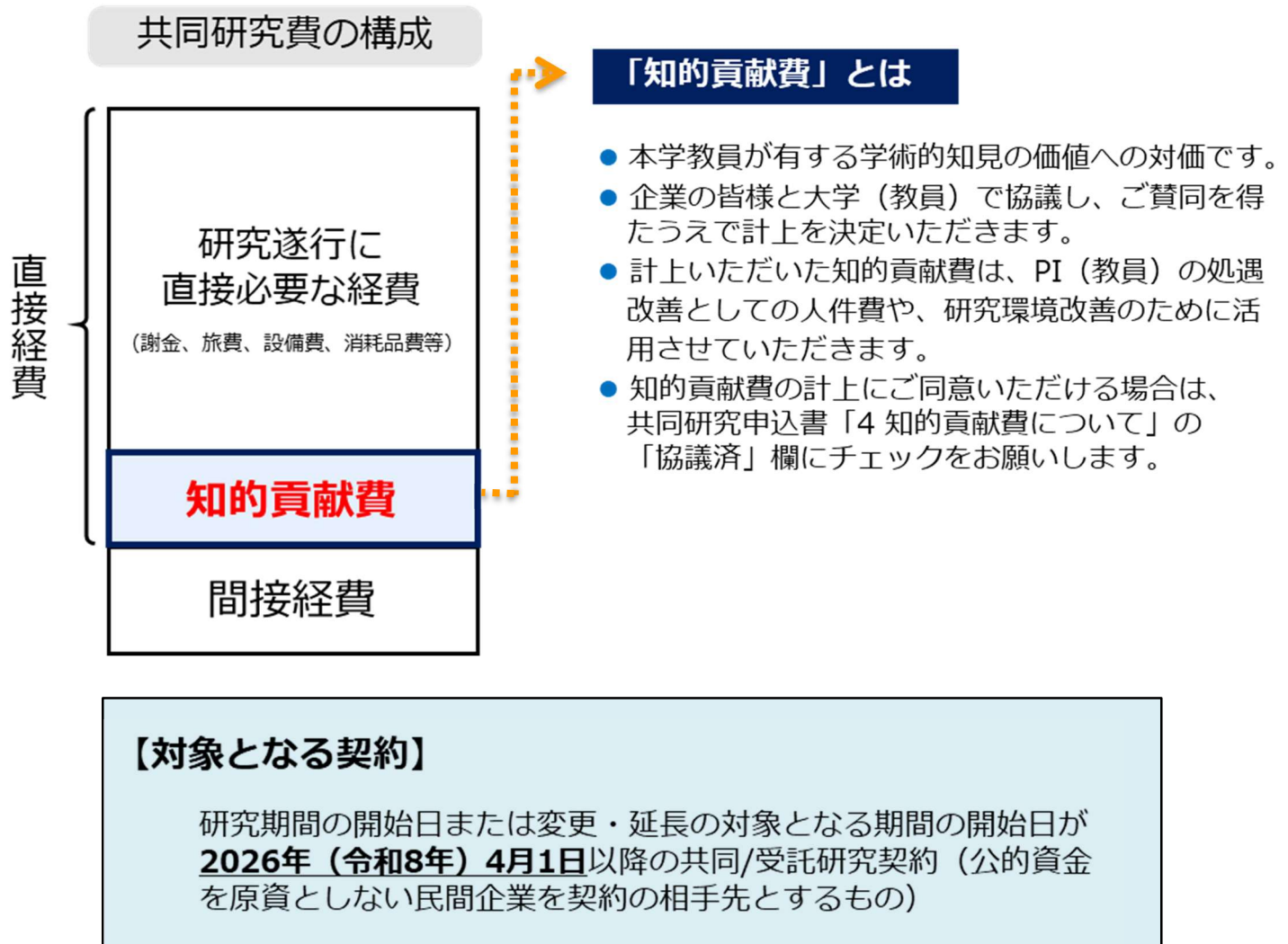
○ 知的貢献費について（R8.4.1 導入）

知的貢献費とは、**本学教員が有する学術的知見の価値への対価として計上する研究経費で、PI（教員）の人件費や、研究環境改善のために活用させていただくものです。**

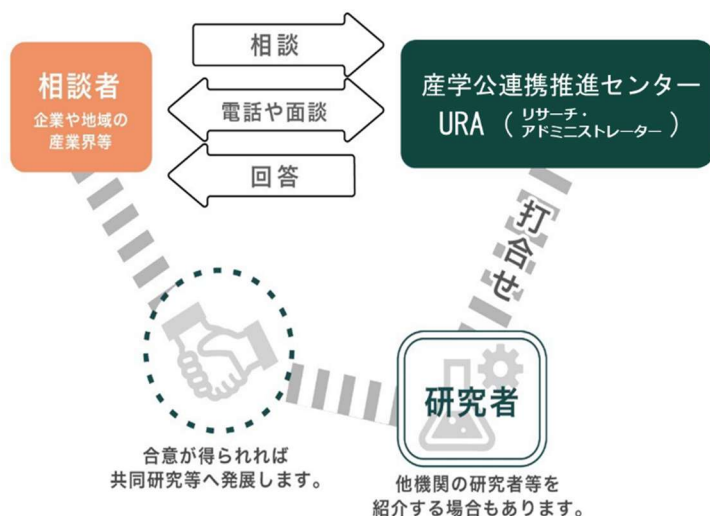
文部科学省及び経済産業省が共同で取りまとめた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年度版及び令和2年度追補版含む）等において、資金・知・人材の好循環の実現に向け、大学等と産業界が対等なパートナーとして連携し、知的貢献費を通じて研究者の「知」を適正に価値づけることの重要性が示されていることから、本学でも令和8年4月1日より、企業様等外部の機関との共同研究等において知的貢献費を算定する制度を導入し、直接経費に計上できることとしました。

知的貢献費の導入については、「知」への価値付け・可視化を前提のもと、教員の処遇改善、研究環境の改善、および研究者の研究パフォーマンス向上を通じた本学の研究力強化を図ることを目的としております。

何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



○科学技術相談



産学公連携推進センターでは、本学の研究者（教員）が学外からの科学技術相談に応じています。

科学技術相談とは？

研究開発や生産活動の過程で、技術的な問題がしばしば生じることがあると思います。また技術の高度化、複合化を目指すうえで大きい壁に突き当たることもあるかもしれません。そのような企業様の現場で解決が迫られている様々な課題を「科学技術相談窓口」に具体的に持ち込んでいただき、本学の研究者（教員）からアドバイスを受けたり、共同で検討したりすることによって解決を図るものが科学技術相談です。（上図参照）。

本学には、応用生物学、物質・材料科学、電子電気工学、機械工学、情報工学・人間科学、繊維科学、建築・デザイン学から基盤科学までの幅広い分野の研究者（教員）が在籍しております。複合領域、境界領域の研究者も少なくありません。本学に所属する多様な研究者とその研究内容については、以下のURLまたはQRコードより閲覧できますので、科学技術相談をご利用の際など、是非ご活用ください。

産学公連携推進センター 研究者の紹介

URL : <https://www.liaison.kit.ac.jp/liaison/introduction/>



QRコード：

科学技術相談が共同研究等へと発展することを期待しております。

科学技術相談の方法

- 科学技術相談は原則として文書でお申し込みください。次ページの“科学技術相談申込書”に、機密情報は含めずに、相談内容をできるだけ具体的に記入して、下記の申込書送付先にメールまたはファックスでお送りください。

様式は下記 URL またはQRコードからダウンロードできます。

URL : <https://www.liaison.kit.ac.jp/liaison/sangaku/soudan/>



QRコード：

- 初回の相談料は無料です。
- 相談が複数回に及ぶ場合、課題解決に時間や経費が必要となる場合等は、共同研究や学術指導などの産学連携制度のご利用を提案することがあります（有料）。
- 申し込みにあたっては、下記の注意事項をご確認ください。
 - ・ 科学技術相談申込書を受理してから約10 日以内に相談をお受けできるか否かのお返事を致します。お受けできる場合は、相談内容に最も適切と思われる研究者（教員）を選定したうえで、相談の日時等をご連絡致します。
 - ・ 個人からの相談はお受けできません。
 - ・ 大学の名称を利用することのみを目的とする相談、社会通念上問題のある場合、社会的に評価が分かれる問題、係争に関わる問題には応じられません。
 - ・ 特定企業の営業開拓、サービス、商品等の営業のあっせんや仲介等はいたしません。
 - ・ コンサルティング会社等からの市場調査に類する相談はお受けできません。
 - ・ 他機関に相談、依頼する方が適切な場合は、公的支援機関等を紹介する場合があります。（例：資金相談、企業経営相談、試験・評価の依頼など）
 - ・ 対応内容を本学の了解なく一方的に公表することは、認めておりません。

問合せ先および申込書送付先

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町 1
京都工芸繊維大学 産学公連携推進センター
科学技術相談窓口

Tel 075-724-7035
Fax 075-724-7030
E-mail corc@kit.ac.jp

科学技術相談申込書

○申込にあたっての注意事項

下記の注意事項についてご確認ください、同意（チェック）のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます（**すべての事項に同意がない申込書は受付できません。**）。

No	同意欄	注意事項
1	☐	個人からの相談はお受けできません。
2	☐	大学の名称を利用することのみを目的とする相談、社会通念上問題のある場合、政治的・社会的な主張に関わる問題、係争に関わる問題等には応じられません。
3	☐	特定企業の営業開拓、サービス、商品等の営業のあっせんや仲介等はいたしません。
4	☐	コンサルティング会社等からの市場調査に類する相談はお受けできません。
5	☐	他機関に相談、依頼する方が適切な場合は、公的支援機関等を紹介する場合があります（例：資金相談、企業経営相談、試験・評価の依頼など）。
6	☐	対応内容を本学の了解なく一方的に公表することは、認めておりません。

○申込者情報

申込日	令和 年 月 日	
貴社名		
所属・役職		
お名前		
連絡先	〒 ご住所：	
	e-mail：	
	TEL：	FAX：
本学産学連携協力会への入会の有無	☐ 入会している	☐ 入会していない
科学技術相談を知った経緯（複数選択可）	☐ 本学ホームページ ☐ 知のシーズ集 ☐ 展示会、セミナー	☐ 研究者紹介ハンドブック ☐ 企業・関係機関からの紹介 ☐ その他（ ）
貴社Webサイト	☐ あり	☐ なし
	URL：	
貴社研究開発部門の有無	☐ あり	☐ なし
	URL：	
産学連携のご経験の有無	☐ あり	☐ なし
	内容（差し支えない範囲で記載ください）	

○相談内容

相談の分類	☐ 現状の研究・開発に関わる課題 ☐ 将来的・戦略的な課題 ☐ 将来的研究テーマの探索 ☐ その他（ ）
相談を希望する教員 （いる場合）	 研究者紹介ハンドブック
希望する連携形態 （ある場合）	☐ 学術指導 ☐ 共同研究 ☐ 受託研究 ☐ その他（ ）
相談内容 適宜、図表やグラフ、データ等を用いて具体的（開発の経緯や目標、解決すべき課題、研究者に求める技術やノウハウなど）にご記入ください。 ただし、機密事項等は含めないでください。）	

申込先：〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町
 京都工芸繊維大学 産学公連携推進センター 科学技術相談窓口
 TEL：075-724-7035 FAX：075-724-7750 E-Mail：corc@kit.ac.jp

○共同研究制度

京都工芸繊維大学と共同で研究を行いませんか！

●共同研究とは

産業界と本学の研究者が協力して、共通の課題について研究することによって、優れた成果を生み出そうとするのが共同研究であり、2つのタイプがあります。

- ①本学において、企業様から研究者及び研究経費等を受け入れて、共通の課題について対等の立場で共同して研究を行うタイプ
- ②本学において、企業様から研究経費等を受け入れて、共通の課題について企業様と本学の教員が分担し、それぞれの場において研究を行うタイプ

●共同研究の進め方

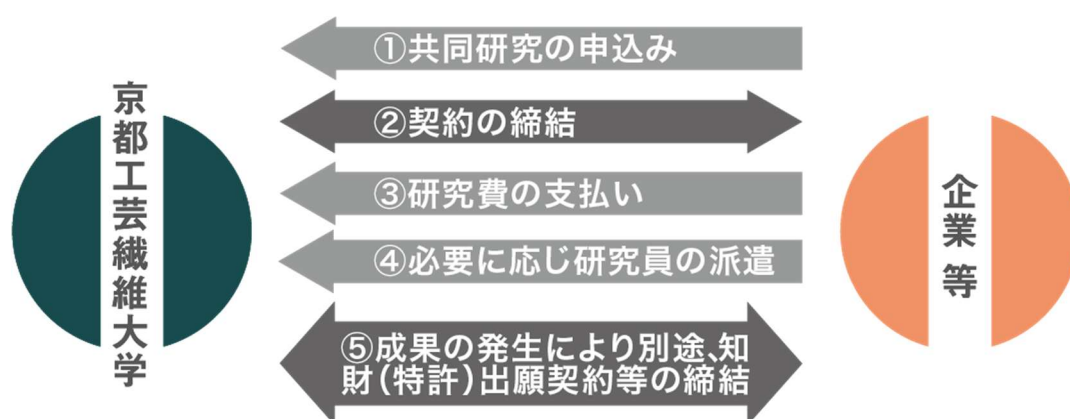
研究設備：大学の実験室や設備を使用できます。当該研究に必要な設備を大学内に持ち込むこともできます。

研究者の派遣：企業様から本学に研究者（共同研究員）を派遣することも可能です。この場合、研究者1人について年間420,000円（6か月以内の場合は300,000円）の研究料が別途必要です。この研究料は、所定の必要経費を差し引いた後、研究費として使用できます。また、履歴書および健康診断書をご提出いただきます。

研究経費：共同研究の内容や計画に基づき、大学内で必要な研究経費を協議のうえ決定します。

共同研究契約：使用する設備や、派遣研究者の有無、研究経費、知的財産権に関する取扱いなどを企業様と本学で協議した後、共同研究契約を締結し、共同研究を開始します。

「共同研究申込書」及び「標準共同研究契約書」については、8～9ページをご覧ください。



目

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

住所
会社名等
代表者

共同研究申込書

国立大学法人京都工芸繊維大学共同研究規則を遵守のうえ、下記のとおり共同研究を申込みます。

記

[illegible]

※注 知的貢献費とは、本研究担当者が有する学術的知見の価値への対価を、企業の皆様と協議し、ご賛同を得たうえで計上できる費目です。この費目からPI等の人件費や研究環境改善のために活用させていただきます。

本学研究担当者から申し出がありましたら「4 知的貢献費について」の欄にご記入をお願いします。

PI等件費についての詳細は、以下をご参照ください。
<https://research.web.kit.ac.jp/pi/jinkenhi/>

知的貢献費については本冊子 P3をご覧ください。

下記は本学において企業様から研究経費等を受け入れて、共通の課題について企業様と本学の教員が分担し、それぞれの場において研究を行う共同研究の契約書です。このほか、

- ・ 本学において、企業様から研究者、研究費等を受け入れて、共通の課題について共同して行う共同研究
 - ・ 当該研究に必要な設備を大学内に持ち込んで行う共同研究 等
- に対応した共同研究契約書があります。

共 同 研 究 契 約 書

国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）は、研究題目「〇〇・・・〇〇」について、次の各条により共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（１）「研究成果」とは、本共同研究において得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等の技術的成果をいう。

（２）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物（デジタル技術を使用して作成された映像、画像、音声、文字等の情報であるデジタルコンテンツ、データベース及びプログラムを含む。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

（３）「成果有体物」とは、研究の結果又はその過程において創作、抽出又は取得（以下「作製」という。）した試薬、化合物、組成物、材料、試料（遺伝子、微生物、細胞、ウイルス、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、抽出物、新材料、土壌、岩石等）、実験動物、試作品、実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作物の対象となるもの

については創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。

- 3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法に定める著作物の利用行為及びプログラム著作物を使用する行為、ノウハウの使用及び成果有体物の使用行為を業として行うことをいう。
- 4 本契約において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第2項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的及び内容 本研究は、〇〇を目的とする。具体的には、〇〇を行う。

(3) 研究分担 (別表第1のとおり)

(4) 研究実施場所 (別表第3及び別表第4のとおり)

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

- 2 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(実績報告書の作成)

第5条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から30日以内にとりまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、研究成果のうちノウハウに該当するものについて、協議の上、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究経費等の負担)

第7条 甲は、別表第2の甲に係る研究経費、乙は、別表第2の乙に係る研究経費、間接経費及

び自己の施設において実施する本共同研究に必要な研究経費を、それぞれ負担するものとする。

(研究経費等の納入)

第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費及び間接経費を甲から発する請求書により、当該請求書に定める入金期日までに納入するものとする。

- 2 乙は所定の入金期日までに前項の研究経費及び間接経費を納入しないときは、入金期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した延滞金を納入するものとする。

(経理)

第9条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる研究経費により甲が取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第11条 甲及び乙は、別表第3及び別表第4に掲げるそれぞれの施設・設備を本共同研究に使用するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第8条第1項の規定により納入された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

- 2 甲は、研究期間の延長により納入された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(知的財産権の出願等)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

- 2 本共同研究の実施により得られる知的財産権の甲の持分は、甲の内部規則に従い、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。
- 3 甲又は乙に属する研究担当者が、本共同研究において単独で発明等を行ったとき（甲にあっては、当該発明等に係る知的財産権のうち、甲に属する研究担当者の持分を第2項の規定によ

り甲がすべて承継した場合に限る。)は、甲及び乙は、それぞれ当該発明等に係る知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)出願等の前にあらかじめ相手方の確認を得、出願手続きを行うものとする。

- 4 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権のうち、甲に属する研究担当者の持分を第2項の規定により甲がすべて承継した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願契約書に基づき共同して出願等を行うものとする。但し、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。
- 5 第2項の規定により知的財産権(著作権を除く。以下、本項において同じ。)の甲の持分が発明者たる甲の本研究担当者等に帰属することとなったときは、当該知的財産権の取扱い、当該甲の本研究担当者等及び乙の間で協議し定めるものとする。

(外国出願)

第15条 甲及び乙は、第14条第4項の共同発明等に関し、外国での出願の要否、出願国等を協議の上、定めるものとする。

(共有に係る知的財産権の取扱い及び実施)

第16条 甲及び乙は、本共同研究の結果生じた発明等であって、甲及び乙の共有に係る知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)の日本国内外における、取扱い及び乙の実施について以下の各号のとおり合意する。

- (1) 出願から登録まで及び維持管理手続等に要する費用(以下「出願費等」という。)は、乙が負担するものとする。
- (2) 乙は実施に際し、甲に対し別に実施契約で定める実施料を支払うものとする。
- (3) 乙は、甲の同意を得ることなく、第三者に対し、非独占的实施権を許諾することができる。ただし、甲に対して実施許諾先の名称を通知するものとする。なお、乙は金銭以外の対価で許諾を行うときは、事前に書面による甲の同意を得るものとする。
- (4) 甲乙協議の上定める期間に乙が正当な理由なく実施しないときは、甲はその活用を図るため、乙の同意なく第三者に非独占的实施権を許諾することができる。
- (5) 第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。
- (6) 甲及び乙が合意をしたときは、甲は、自己の持分を乙に有償で譲渡する。

(甲が単独所有する知的財産権)

第17条 第14条第3項又は第4項但し書に規定する甲が単独所有する知的財産権を乙が実施しようとするときは、別途実施契約を締結するものとし、甲に対して実施料を支払わなければならない。

(著作権の取扱い)

第18条 本共同研究の実施に当たり、甲又は乙は、相手方に対し、甲、乙、甲若しくは乙に属する研究担当者又は第三者が既に保有する著作物(以下「原著作物」という。)を開示し、又は提供するときは、実施その他の取扱いについて、別途協議の上、定めるものとする。

2 本共同研究において、著作物が研究成果として得られたときは、当該著作物の著作権の帰属、

実施その他の取扱いについて、別途協議の上、定めるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、原著作物の著作権については、本契約締結前より原著作物の著作権を保有していた者に帰属するものとする。

(成果有体物の取扱い)

第19条 本共同研究の実施に当たり、甲又は乙は、相手方に対し、甲又は乙が既に保有する成果有体物を提供するときは、使用その他の取扱いについて、別途協議の上、定めるものとする。 2

本共同研究において、成果有体物が研究成果として得られたときは、当該成果有体物の所有権の帰属、使用その他の取扱いについて、別途協議の上、定めるものとする。

(情報交換)

第20条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

- 2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第1の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

- 2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

- 3 前二項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の取扱い)

第22条 甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し30日以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第21条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

- 2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後10日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

- 第23条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。
- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
 - 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
 - 4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するものとする。

（契約の解除）

- 第24条 甲は、乙が第8条第1項に規定する乙に係る研究経費等を所定の入金期日までに納入しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
 - （1）相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - （2）相手方が本契約に違反したとき
 - 3 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は従業員を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

- 第25条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(名義等の使用)

第26条 甲及び乙は、相手方の名称、略称、マーク、ロゴタイプ、標章等を自社製品の広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。なお、相手方の研究担当者等その他の役員又は従業員の氏名等を使用する場合についても、同様とする。

(契約の有効期間)

第27条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第23条、第25条、第26条及び第29条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第28条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
国立大学法人 京都工芸繊維大学
学 長 ○ ○ ○ ○

(乙) ○○○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○
代表取締役 □ □ □ □

別表第1（第2条、第4条、第21条関係）

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲	〇〇〇〇	〇〇〇〇学系・〇〇	〇〇に関する研究
乙	□□ □	〇〇研究センター・主任研究員	〇〇に関する〇〇分析計による分析及び化学分析

別表第2（第7条、第8条、第10条関係）甲の施設における共同研究の研究経費等

区分	研究経費	間接経費	合計
甲	●0,000円		●0,000円
乙	□●0,000円	□0,000円	□■0,000円
合計	□●0,000円	□0,000円	□■0,000円

別表第3（第2条、第11条関係）甲の施設における共同研究の施設・設備

区分	施設の名称	設備		
		名称	規格	数量
甲	京都工芸繊維大学 〇号館□□号室	〇〇	〇〇	〇台

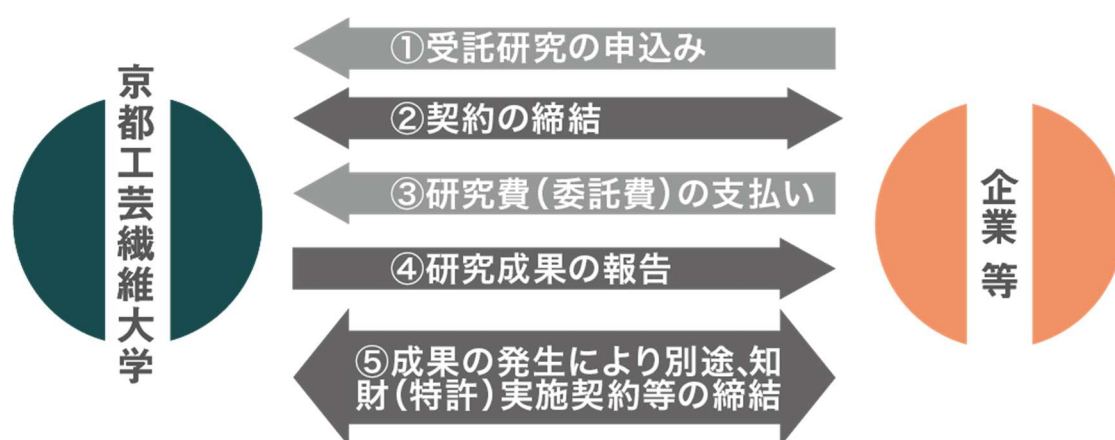
別表第4（第2条、第11条関係）乙の施設における共同研究の施設・設備

区分	施設の名称	設備		
		名称	規格	数量
乙	株式会社〇〇〇 〇〇研究センター 第2実験室	〇〇分析計	(特になし)	〇台

○受託研究制度

本学において、企業様の委託を受け、委託者の負担する経費を使用して職務として研究を行い、その成果を委託者に報告する制度です（ここでの「受託」は大学側から見た呼称です。）。

「受託研究申込書」及び「受託研究契約書」については19～27ページをご覧ください。



受 託 研 究 申 込 書

令和 年 月 日

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

委託者
住 所
名称・代表者

国立大学法人京都工芸繊維大学受託研究規則を遵守の上、下記のとおり受託研究を申込みます。

記

- 1 研 究 題 目 :
 - 2 研究目的及び内容 :
 - 3 研究に要する経費 : 円 (消費税込み)
(うち研究経費 : 円)
(うち間接経費 : 円)
 - 4 研 究 期 間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 - 5 大学の研究担当者 :
 - 6 知的貢献費について : ☐ 計上することを大学の研究担当者等と協議済
→

☐ 金額の定め有り	)
令和○年度分 _____ 円 (外税)	
令和○年度分 _____ 円 (外税)	
☐ 金額の定め無し	

☐ 研究経費に計上していない
- ※知的貢献費とは、本学研究担当者が有する学術的知見の価値への対価を、企業の皆様と協議し、ご賛同を得たうえで計上できる費目です。この費目からPI等の人件費や研究環境改善のために活用させていただきます。本学研究担当者から申し出がありましたら「6 知的貢献費について」の欄にご記入をお願いします。PI等の人件費についての詳細は、以下をご参照ください。<https://research.web.kit.ac.jp/pijinkenhi/>
- 7 研究用機器、資材等の提供 :
 - 8 事 務 連 絡 先 :
 - 9 その他必要な事項 :

知的貢献費については本冊子 P3をご覧ください。

受 託 研 究 契 約 書

受託者国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「甲」という。）と委託者〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- （1）「研究成果」とは、本受託研究において得られた、発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等の技術的成果をいう。
- （2）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物（デジタル技術を使用して作成された映像、画像、音声、文字等の情報であるデジタルコンテンツ、データベース及びプログラムを含む。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利に秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

- （3）「成果有体物」とは、研究の結果又はその過程において創作、抽出又は取得（以下「作製」という。）した試薬、化合物、組成物、材料、試料（遺伝子、微生物、細胞、ウイルス、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、抽出物、新材料、土壌、岩石等）、実験動物、試作品、実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。

3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法に定める著作物の

利用行為及びプログラム著作物を使用する行為、ノウハウの使用及び成果有体物の使用行為を業として行うことをいう。

4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
- (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
- (3) 種苗法に規定する専用利用権
- (4) 第1項第二号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
- (5) プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
- (6) 第1項第二号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

5 本契約書において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、次条及び本契約第5条第2項記載以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の題目等)

第2条 甲は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を乙の委託により実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的及び内容

(3) 研究担当者

(4) 研究に要する経費 円

(うち研究経費 円)

(うち間接経費 円)

(5) 研究期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(6) 提供物品

(7) 研究場所

(8) その他

(研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、研究成果のうちノウハウに該当するものについて、協議の上、

速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(再委託)

第6条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、本受託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(研究経費等の納入)

第7条 乙は、第2条の研究に要する研究経費及び間接経費を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納入期限までに納入しなければならない。

2 乙は所定の納入期限までに前項の研究経費及び間接経費を納入しないときは、納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。

(経理)

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第11条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

（提供物品の返還）

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（研究経費の返還）

第13条 本受託研究を完了し、又は第11条の規定により本受託研究を中止した場合において、第7条第1項の規定により納入された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費が不足した場合の処置）

第14条 甲は、納入された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

（知的財産権の帰属）

第15条 本受託研究の結果生じた知的財産権（著作権を除く。）は、原則として甲又は甲に属する研究担当者に帰属する。ただし、当該発明等に対する甲及び乙の寄与又は貢献度を踏まえ、知的財産権の帰属等について甲乙協議することができる。

（著作権の取扱い）

第16条 本受託研究の実施に当たり、乙が甲に対し、乙又は第三者が既に保有する著作物（以下、「原著作物」という。）を開示し、又は提供するときは、実施その他の取扱いについて、別途協議の上、定めるものとする。

2 本受託研究の結果生じた著作物に係る著作権は、原則として甲又は甲に属する研究担当者に帰属する。ただし、当該著作物が原著作物を用いて得られた場合は、原著作物に係る著作権及び著作者人格権を考慮し、当該著作物の著作権の帰属、実施その他の取扱いについて、別途協議の上、定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、原著作物の著作権については、本契約締結前より原著作物の著作権を保有していた者に帰属するものとする。

（成果有体物の取扱い）

第17条 本受託研究の実施に当たり、乙が甲に対し、乙が既に保有する成果有体物（以下、「原成果有体物」という。）を提供するときは、使用その他の取扱いについて、別途協議の上、定めるものとする。

- 2 本受託研究の結果生じた成果有体物は、原則として甲に帰属する。ただし、当該成果有体物が原成果有体物を用いて得られた場合は、原成果有体物に係る乙の権利を考慮し、当該成果有体物の所有権の帰属、使用その他の取扱いについて、別途協議の上、定めるものとする。

（持分の譲渡等）

- 第18条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって第15条の規定により甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者、又は甲及び乙が協議の上指定した者に限り譲渡し、又は専用実施権等の設定ができるものとし、別途契約を締結するものとする。

（実施等）

- 第19条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって第15条の規定により甲に承継された知的財産権（ノウハウを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。）を乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、乙又は乙の指定する者に対し、優先的に独占的实施を許諾することができる。

- 2 前項の独占的实施の期間（以下「独占的实施期間」という。）は、当該知的財産権を出願等したときから原則10年間とする。

- 3 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する独占的实施期間を更新したい旨の申し出があった場合には、独占的实施期間の更新を許諾することができる。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

- 第20条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を、前条に規定する独占的实施期間中においても正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙又は乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

（実施料）

- 第21条 甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

（情報の開示）

- 第22条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

（秘密の保持）

- 第23条 甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第2条の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密

について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲は、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、第2条の本受託研究開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

- 第24条 甲及び乙は、本受託研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し30日以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後10日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしないてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第25条 甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第26条 甲は、乙が研究経費等を所定の納付期限までに納入しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 3 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は従業員を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第27条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第28条 本契約の有効期間は、第2条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第3条及び第4条、第12条及び第13条、第15条から第25条、第27条及び第30条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 本契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

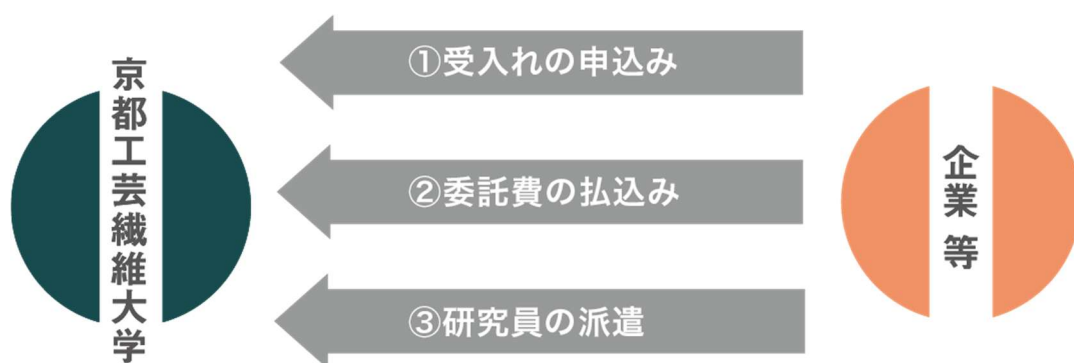
(甲) 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
国立大学法人京都工芸繊維大学
学 長 ○ ○ ○ ○

(乙) ○○○○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○
代表取締役 □ □ □ □

○受託研究員制度

本学において、企業様の現職技術者や研究者を受け入れて、大学院レベルの研究の機会を与える制度です。研究期間は、1 年以内です。

「受託研究員等申請書」については29ページをご覧ください。



令和 年 月 日

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

所在地
機関名
機関長の職・氏名

受託研究員等申請書

下記の者を受託研究員等として申込みます。

記

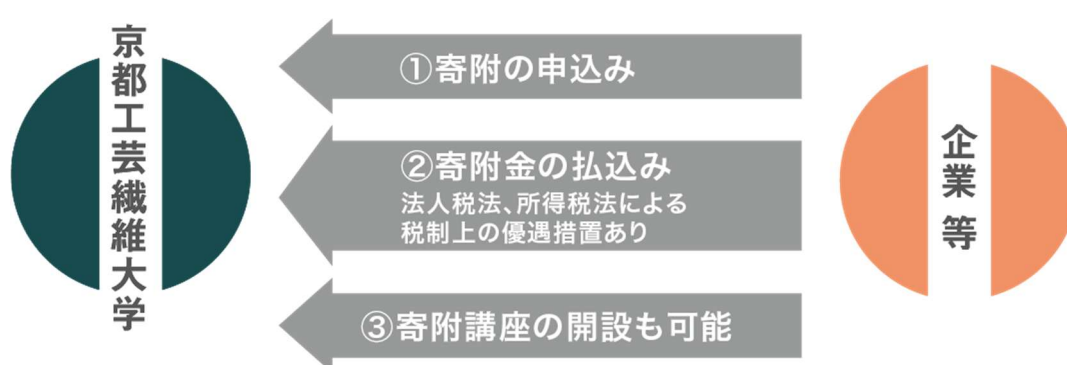
受託研究員等の区分	
受託研究員等氏名	
所属部・課等	
研究課題	
研究期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
指導を受けたい教員の所属・職・氏名	
その他	

※受託研究員等本人の履歴書等必要書類を添えて申請すること。

○奨学寄附金制度

学術研究や教育研究の奨励を目的として、企業様から現金を受け入れる制度です。本学への寄附金は、法人税法、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。また、法人の場合は全額を損金に算入することができます。個人の場合は、寄附金の年間合計が2千円を超える場合、その超えた金額を総所得金額の40%を上限として所得控除できます。

「寄附金申込書」については31ページをご覧ください。



寄 附 金 申 込 書

令和 年 月 日

国立大学法人
京都工芸繊維大学長 殿

寄附者
住 所
氏 名

(法人にあっては、法人名・職名及び氏名)

下記のとおり寄附します。

記

1. 寄 附 金 額 金 円也
2. 寄附の目的 学術研究助成
3. 寄附の条件 な し
4. 研究担当者
5. 事務担当者連絡先
担当者所属部署及び氏名：
電話番号： FAX： E-mail：
書類等送付先：
6. そ の 他

○学術指導制度

共同研究契約や受託研究契約では困難な技術指導、監修、各種コンサルティングなどについては学術指導として有料にて対応します。

この制度により、学内の設備を利用して学術指導を行う事ができ、科学技術相談では解決できなかった課題等についてもより専門的で具体的な指導・助言をさせていただきます。

学術指導は、原則として「科学技術相談」を経たうえで行います。

「学術指導申込書」及び「学術指導契約書」については33～36ページをご覧ください。



学術指導申込書

令和 年 月 日

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

所在地
会社名
代表者

(職名及び氏名)

下記の通り、学術指導の申込みをします。

記

1. 学術指導者

2. 学術指導の題目

3. 学術指導の内容

4. 学術指導の期間及び学術指導の回数・時間

(1) 学術指導の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(2) 学術指導の回数・時間

□年 □月 □週 回・全 回・1回当たり 時間

5. 学術指導の場所

6. 学術指導料

金 円 (指導料 金 円、間接経費 金 円)

7. 知的貢献費について

☐ 計上することを大学の研究担当者等と協議済

→

☐ 金額の定め有り	)
令和○年度分 _____ 円 (外税)	
令和○年度分 _____ 円 (外税)	
☐ 金額の定め無し	

☐ 上記金額に計上していない

※知的貢献費とは、本学研究担当者が有する学術的知見の価値への対価を、企業の皆様と協議し、ご賛同を得たうえで計上できる費目です。この費目からPI等の人件費や研究環境改善のために活用させていただきます。本学研究担当者から申し出がありましたら「7. 知的貢献費について」の欄にご記入をお願いします。PI等件費についての詳細は、以下をご参照ください。

<https://research.web.kit.ac.jp/pijinkenhi/>

8. 事務連絡先

知的貢献費については本冊子P3をご覧ください。

提出先：〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
京都工芸繊維大学 研究推進・産学連携課
TEL 075-724-7714 FAX 075-724-7030
E-mail: research_cooperation@jim.kit.ac.jp

※大学使用欄：

学術指導契約書

国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して実施する学術指導に関し、以下のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学術指導 甲に属する者が、乙における事業活動等の支援を目的として、その教育、研究又は技術上の専門知識に基づき、乙に対して行う指導及び助言をいう。
- (2) 学術指導者 甲に属し、学術指導に従事する者であって、別紙の1に記載する者をいう。

（学術指導）

第2条 乙は、学術指導を甲に委託し、甲は、これを受託する。

2 甲は、学術指導者をして、別紙の2から5に記載のとおり、学術指導に従事させる。

（学術指導料）

第3条 乙は、学術指導の対価として、別紙の6に記載する学術指導料（以下「学術指導料」という。）を甲に支払う。

2 乙は、甲が本契約締結日又はその後速やかに発行する請求書に従い、当該請求書の発行日から30日以内に、前項の学術指導料を甲に支払わなければならない。

3 甲は、乙から支払いを受けた学術指導料については、理由の如何を問わず、これを乙に返還しない。

（知的財産の取扱い）

第4条 学術指導の過程において、又は学術指導の結果として発明等の知的財産が生じた場合は、甲及び乙は、本契約の有効期間満了後6カ月が経過するまでの間に、その取扱いを協議決定する。

（実施報告書）

第5条 甲及び乙は、学術指導が終了したときは、必要に応じ、実施報告書を共同で作成する。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、学術指導に関し、相手方から提供された相手方の技術上及び営業上の情報（秘密である旨を表示した書類等の有体物とする。以下「秘密情報」という。）については、本契約の有効期間中及びその満了後2年間は、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、公知の情報及び自らが保有していた情報を除く。

（学術指導による情報の取扱い）

第7条 甲及び乙は、学術指導の過程で、又は学術指導の結果として得た情報又は成果を、自己の目的に使用することができる。ただし、第4条に従って取扱いが協議決定された知的財産についてはその決定に従うこと、及び秘密情報については前条の取決めに従うことを条件とする。

2 前項の規定は、甲及び乙が学術指導と関係なく独自に所有する特許等知的財産権についての使用許諾を意味しない。

（免責）

第8条 甲は、学術指導の特定目的への適合性、製品の製造・販売、サービスの提供等乙の事業活動に対する有用性について保証せず、乙の事業活動等について責任を負わない。

（契約の有効期間）

第9条 本契約の有効期間は、本契約締結日から別紙の4に記載する学術指導の実施期間の終了日までとする。ただし、甲乙協議の上これを延長又は短縮することができる。

（契約終了後の効力）

第10条 前条の規定により本契約が満了した場合においても、第4条から第8条までの規定は、対象事項が消滅するまで、その効力を有する。

（協議）

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
国立大学法人 京都工芸繊維大学
学 長 ○ ○ ○ ○

（乙）○○○○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○
代表取締役 □ □ □ □

別紙

1. 学術指導者

2. 学術指導の題目

3. 学術指導の内容

4. 学術指導の期間及び学術指導の回数・時間

(1) 学術指導の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(2) 学術指導の回数・時間

□年 □月 □週 回・全 回・1 回当たり 時間

5. 学術指導の場所

6. 学術指導料

金 円（内、指導料 金 円、間接経費 金 円）

○ 共同研究から生まれた知的財産の取扱い

共同研究を開始する前に、まず企業様と本学との間で前述の共同研究契約を締結します。共同研究契約の中で、発明等が生じた場合は、速やかに相互に通知し、発明等に係る知的財産権の帰属や持分について協議するとしています。

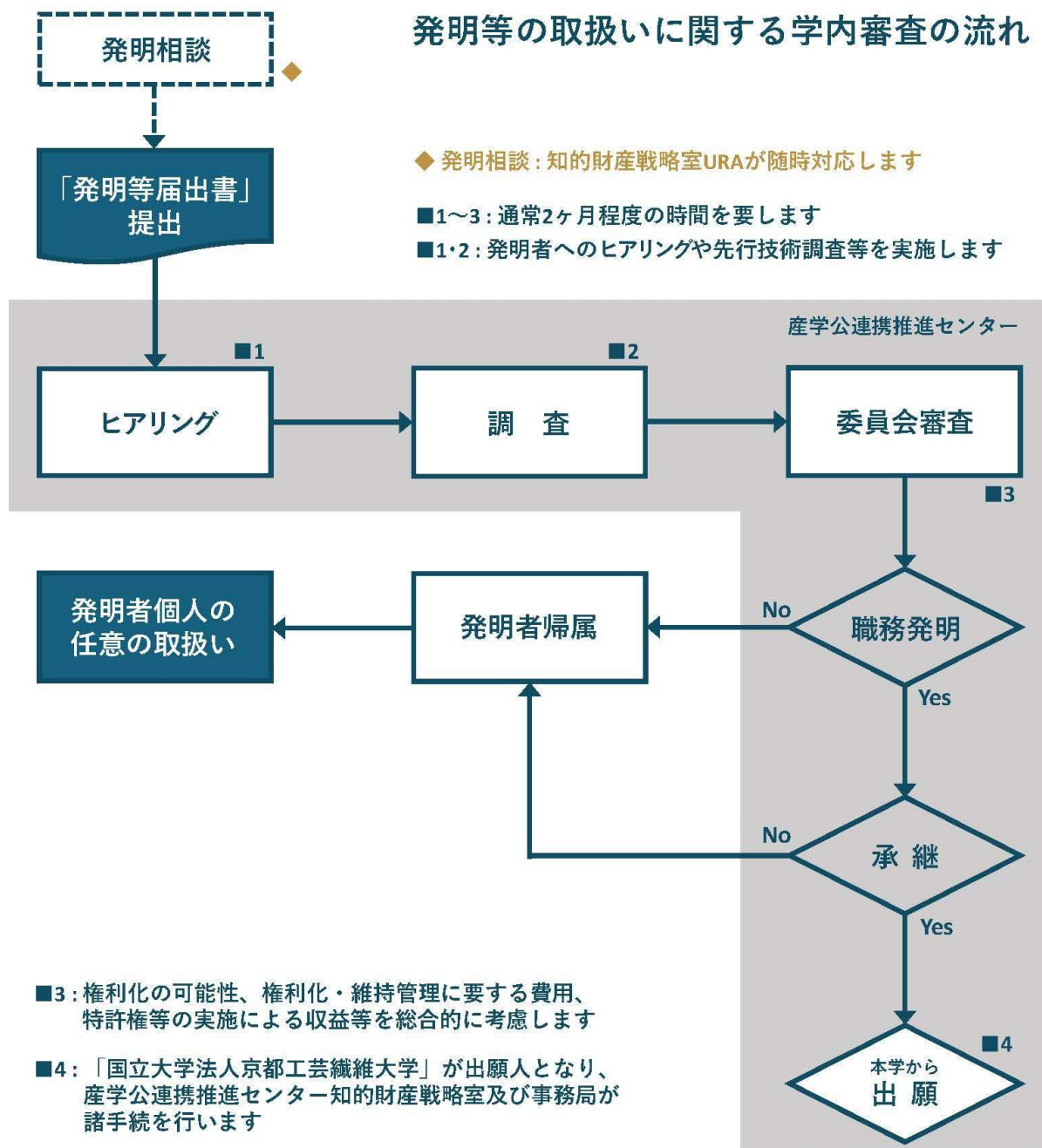
発明等の権利帰属については、本学の産学公連携推進センターにおいて、発明者の個人帰属となるか、大学帰属となるかの審査を行います。

当該発明等の権利が大学帰属に決定した場合、企業様と本学との共同出願を行うこととなり、個人帰属に決定した場合は、企業様と発明者間で出願等についてご協議いただくことになります。（39ページ参照）

企業様と本学との共同出願にあたっては、当該発明等に対するそれぞれの貢献度をもとに持分を決定した上で、詳細な条件を企業様と協議のうえで決定します。企業様には、当該発明等を実施された際の実施料の支払い、及び出願費等の全額負担などをお願いしています。これら契約に関する業務は、研究推進・産学連携課が担当し、手続きを行います。



発明等の取扱いに関する基本的な手続きの流れ



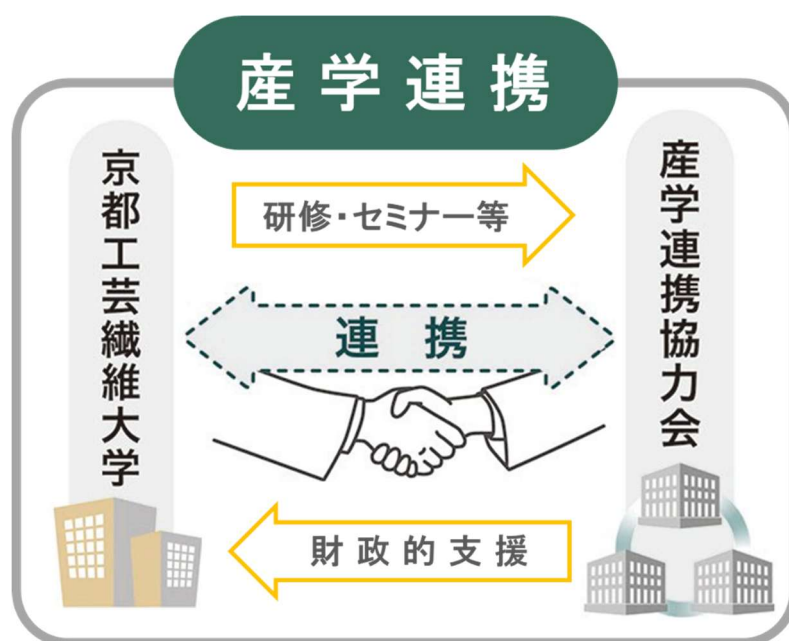


○京都工芸繊維大学産学連携協力会

本学は、学術研究の盛んな京都の地にある国立大学として、人材育成や課題を解決する取組みなどを通じて地域に貢献するとともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究活動を展開しています。イノベーションを創出しグローバルな視点で産業基盤を牽引することができる「TECH LEADER」を養成する中核的工科大学を目指しています。

このため、大学の基本姿勢、研究、教育、社会貢献、運営に亘って「理念」を制定し、中でも社会貢献に関しては、「優れた人的資源と知的資源とを十分に活かし、地域における文化の継承と未来の産業の発展に貢献するとともに、その成果を広く世界に問いかけ、国際社会における学術文化の交流に貢献する。」と謳っています。この理念を具現化する取組みの一つとして、地域社会、特に地域産業界の更なる発展を目的として、“産学連携協力会”（1996 年設立、2015 年改称）を設置しています。

産学連携協力会では、産・学・公の研究者や事業担当者の交流、科学技術に関する研修会の実施、科学技術相談や共同研究等の推進、産学公連携に関する情報発信に加えて、会員企業のインターンシップや就職に関する情報を在学生へ提供することなどを主な事業としています。



詳しくはこちら



<https://www.liaison.kit.ac.jp/liaison/meeting/>

京都工芸繊維大学産学連携協力会

正会員 入会申込書

令和 年 月 日

京都工芸繊維大学産学連携協力会に正会員として入会したいので、次のとおり申し込みます。

所在地	(〒 -)	
会社名	⑩	
代表者名	⑩	
主担当者	※主担当となる方について、いずれかにチェックをつけてください。 ☐ 研究・産学連携部門担当者 ☐ 人事・採用部門担当者	
研究・産学連携部門 担当者 所属・役職・氏名		
住所		
TEL/FAX	() - () -	
E-mail		
人事・採用部門 担当者 所属・役職・氏名		
住所		
TEL/FAX	() - () -	
E-mail		

※ 各種案内を送付させていただくため、できるだけ、研究・産学連携部門ご担当者様、人事採用部門ご担当者様の両方をご記入ください。なお、会費請求書、総会資料等については、主担当の方に送付させていただきます。

※ 申込書送付先 〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
 京都工芸繊維大学 研究推進・産学連携課 産学・地域連携係

※ 可能な限り企業の皆様のご意向を把握した上で、ニーズに添った情報提供をさせていただきますと思います。

誠に恐縮ですが、裏面にアンケートを用意しておりますので、ご回答いただきたく、よろしくお願いいたします。

京都工芸繊維大学産学連携協力会事業に関するアンケート

京都工芸繊維大学

このたびは、本学の産学連携協力会にご加入いただきまして、誠にありがとうございます。

可能な限り企業の皆様のご意向を把握した上で、ニーズに添った情報提供をさせていただきたい
と思いますので、以下のアンケートへのご回答をお願いいたします。

Q 1. 入会のきっかけについて、ご記入ください。

- ☐ 大学教員・URA・コーディネーター・事務職員などからの紹介
(氏名・肩書:)
- ☐ 展示会・セミナー・研修会等のイベントでの案内
(イベント名:)
- ☐ その他
()

Q 2. 科学技術相談や共同研究に関して

- ☐ 大学に対して相談したい科学技術案件 ⇒ ある ・ ない
(相談したい分野:)
- ☐ 大学と共同研究したい科学技術案件 ⇒ ある ・ ない
具体的なテーマや希望する教員名
()

Q 3. 大学生のインターンシップの受け入れに関して

- ☐ インターンシップの受け入れ ⇒ 行なっている ・ 行なっていない
- ☐ 行なっている場合、インターンシップの受け入れ場所 ⇒ 国内 ・ 国外
(具体的な拠点:)

Q 4. 本学の卒業生の就職に関して

- ☐ 本学学生を採用される意向 ⇒ ある ・ ない
- ☐ 本学が行なっている学内合同企業説明会(Career Meeting)への参加希望 ⇒ ある・ない
- ☐ その他
()

Q 5. 貴社の製品・商品等に関して

- ☐ 本学に対して、貴社の製品・商品等を販売される意向 ⇒ ある ・ ない

Q 6. その他、大学と連携を希望される事業や、要望などがあればご記入ください。

--

以上です、ご協力ありがとうございました。

産学公連携推進センターHP へは下記 URL にアクセスしてください。



<https://www.liaison.kit.ac.jp/>

京都工芸繊維大学
産学公連携推進センター

●当サイトについて ●アクセス ●お問合せ

組織概要
About Organization

産学連携
Industry-Academia Collaboration

知的財産
Intellectual Property

リカレント教育
Recurrent education

研究者の紹介
About Researcher

刊行物
Publications

産学連携協力会
Industry-Academia Cooperation

特許等についてはこちら

産学連携制度についてはこちら

産学連携協力会についてはこちら

融合が生む価値。

Pickup Topics

京都工芸繊維大学
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

分子化学系 外間進悟 助教らの研究グループは、二次元材料である六方晶窒化ホウ素 (hBN) の生体量子センサ化に成功しました

京都工芸繊維大学
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

共同研究等の契約における経費および間接経費率の改定について

注目研究の紹介：【2026年3月】『合理的なオフィス』は、なぜ成果を生まないのか～ユーザーの「働く」を紐解くと、オフィスの「正解」が見えてくる～

科学技術相談についてはこちら

京都工芸繊維大学
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

材料化学系 細川三郎 教授らの研究グループは、メリライト型構造をもつ酸素貯蔵材料 Ba₂MnGe₂O₇+δ が従来にない特異な酸素吸収放出特性を示すことを発見しました

京都工芸繊維大学
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

応用生物学系 岸川淳一 准教授らの研究グループは、コレラ菌など一部の病原性細菌のエネルギー生産に必須のナトリウムポンプの動作原理を明らかにしました

Information

- 2026.03.13
分子化学系 外間進悟 助教らの研究グループは、二次元材料である六方晶窒化ホウ素 (hBN) の生体量子センサ化に成功しました
- 2026.03.06
共同研究等の契約における経費および間接経費率の改定について
- 2026.03.02
注目研究の紹介：【2026年3月】『合理的なオフィス』は、なぜ成果を生まないのか～ユーザーの「働く」を紐解くと、オフィスの「正解」が見えてくる～
- 2026.02.13
材料化学系 細川三郎 教授らの研究グループは、メリライト型構造をもつ酸素貯蔵材料 Ba₂MnGe₂O₇+δ が従来にない特異な酸素吸収放出特性を示すことを発見しました
- 2026.02.13
応用生物学系 岸川淳一 准教授らの研究グループは、コレラ菌など一部の病原性細菌のエネルギー生産に必須のナトリウムポンプの動作原理を明らかにしました
- 2026.02.06
材料化学系 野々口斐之 准教授らの研究グループは、半導体赤外線センサを開発しました
- 2026.02.02
注目研究の紹介：【2026年2月】『合理的なオフィス』は、なぜ成果を生まないのか～ユーザーの「働く」を紐解くと、オフィスの「正解」が見えてくる～ (前編)

研究者紹介ハンドブックを閲覧できます

知のシーズ集を閲覧できます

Link

科学技術相談

スタートアップ相談室

研究者紹介ハンドブック

知のシーズ集 2025

京都工芸繊維大学
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

研究推進・産学連携課

規則・会則等

- 共同研究規則
- 受託研究規則
- 受託研究員等規則
- 学術指導規則
- 発明等規則
- 成果有体物取扱規則
- 著作物取扱規則
- 産学連携協力会会則

国立大学法人京都工芸繊維大学共同研究規則

平成17年3月30日制定

最終改正 令和8年2月12日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）における共同研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「共同研究」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第3号に定める業務のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学において、企業等外部の機関（以下「学外機関」という。）から研究者、研究経費等を受け入れ、本学の教員が当該学外機関の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- (2) 本学及び学外機関において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、学外機関から研究者及び経費を受け入れるもの又は経費を受け入れるもの

2 この規則において「発明等」とは、国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則（平成16年9月16日制定。以下「発明等規則」という。）第2条第1号に規定する発明等、同条第6号に規定するノウハウ、同規則第27条に規定する回路配置、国立大学法人京都工芸繊維大学著作物取扱規則（平成27年7月23日制定）第2条第1号に規定する著作物及び国立大学法人京都工芸繊維大学成果有体物取扱規則（平成27年7月23日制定）第2条第1項第1号に規定する成果有体物をいう。

3 この規則において「特許権等」とは、発明等規則第2条第2号及び第27条に規定する権利をいう。

(研究員の受入れ)

第3条 本学は、学外機関より派遣され、本学において共同研究に従事する者を、共同研究員（以下「研究員」という。）として受け入れるものとする。

- 2 研究員は、学外機関において、現に研究業務に従事している者であつて、かつ、共同研究のため在職のまま本学に派遣される者とする。
- 3 研究員は、本学の諸規定を遵守するとともに、本学の職員が行う管理上の指示に従うものとする。

(共同研究の申込)

第4条 共同研究を行おうとする学外機関の長（これに準ずると認められる者を含む。以下同じ。）は、共同研究申込書を学長に提出するものとし、本学に派遣する研究者がある場合は、その者の履歴書及び健康診断書を併せて提出するものとする。

- 2 共同研究を担当する教員等（以下「共同研究担当者」という。）は、共同研究計画書を学長に提出するものとする。

(受入れの決定及び通知)

第5条 共同研究の受入れは、審議機関の議を経て、学長が決定するものとする。

- 2 学長は、共同研究の受入れに関し決定したときは、その決定内容を学外機関の長に通知するものとする。

(共同研究契約の締結)

第6条 学長は、共同研究の実施にあたり、学外機関の長との間に共同研究契約を締結するものとする。

(研究料)

第7条 研究員の研究料の額は、国立大学法人京都工芸繊維大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月8日制定）に定めるところによる。

- 2 研究料は、共同研究契約を締結後、速やかに徴収するものとする。ただし、共同研究の期間が年度を超える場合は、年度毎に納付するものとする。
- 3 前項ただし書の場合における後の年度の研究料については、当該年度開始後に速やかに徴収するものとする。
- 4 納付済みの研究料は、返還しない。

(経費の負担)

第8条 本学は、本学の施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持及び管理に必要な経費を負担するものとする。

- 2 学外機関は、次の各号に掲げる共同研究の区分に応じ、当該各号に掲げる経費を負担するものとする。
 - (1) 本学の施設において実施する共同研究 研究経費（謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費その他の共同研究の遂行に直接必要な経費及び共同研究担当者が有する知の価値を勘案して計上する経費をいう。以下同じ。）及び間接経費（原則として研究経費の30%に相当する額とする。以下同じ。）
 - (2) 本学及び学外機関がそれぞれの施設において分担して実施する共同研究 研究経費、間接経費及び学外機関の施設において必要とする研究経費
- 3 前項の規定にかかわらず、学外機関が国等の補助金等を受け、当該補助金等により本学と共同研究を実施する事が明確なもので、予算又は財政事情で間接経費が措置されていないときは、学外機関は間接経費の負担を要しない。

(設備等の取扱い)

第9条 研究経費により本学において取得した設備等は、本学の所有に属するものとし、前条第2項第2号に規定する研究経費により学外機関において取得した設備等は、学外機関の所有に属するものとする。

- 2 共同研究の遂行上必要な場合は、学外機関から、その所有に係る設備等を受け入れることができる。
- 3 共同研究を中止したとき又は共同研究が完了したときは、前項の規定により受け入れた設備等を学外機関に返還するものとする。
- 4 設備等の搬入、据付及び搬出に要する経費は、学外機関の負担とする。

- 5 共同研究担当者は、共同研究の遂行上必要な場合には、学外機関の施設において研究を行うことができるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第10条 共同研究担当者は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長に申し出るものとする。

- 2 学長は、前項の申出を経て、学外機関の長と協議の上、共同研究の中止又はその期間の延長を決定するものとする。
- 3 前項の規定により共同研究の中止又はその期間の延長が決定されたときは、学外機関の長との間で変更契約を締結するものとする。
- 4 やむを得ない理由により共同研究を中止し、又はその期間を延長するときは、本学はその責を負わないものとする。

(研究の中止に伴う研究経費等の取扱い)

第11条 共同研究を中止する場合において研究経費に不用額が生じた場合は、学外機関の請求に基づき返還するものとする。

(特許権等の取扱い)

第12条 学長は、発明等規則第7条により、共同研究の結果生じた発明等に係る特許権等が本学に帰属した場合において単独で特許出願等を行おうとするときは、当該特許出願等について、あらかじめ当該共同研究の相手方である学外機関の同意を得るものとする。

- 2 学長は、発明等規則第7条により、共同研究の結果生じた発明等に係る特許権等が本学に帰属し、当該共同研究の相手方である学外機関との共有となった場合において特許出願等を行おうとするときは、当該学外機関と当該特許権等に係る持分、実施許諾の条件等を定めた共同出願契約を締結の上、共同して出願を行うものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、共同研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、発明等規則その他関係規則の定めるところによる。

(研究完了の報告)

第13条 共同研究担当者は、共同研究が完了したときは、直ちに共同研究実施報告書により学長に報告するものとする。

(研究の実施状況及び成果の公表等)

第14条 共同研究による研究成果は、公表を原則とする。

- 2 学長は、研究内容の性質上、特に必要と認められる場合には、共同研究の実施状況及び共同研究により得られた成果の公表の時期及び方法について、学外機関と協議の上、その取扱いを定めることができるものとする。
- 3 共同研究において知り得た情報の取扱いについては、本学と学外機関が協議して定めるものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定め

る。

附 則

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 京都工芸繊維大学民間等共同研究規程（昭和59年6月7日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から同年3月31日までの間における改正後の規則第8条第2項第1号の規定の適用については、同号中「15%」とあるのは、「10%」とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 共同研究開始日を令和9年3月31日以前とする共同研究契約（共同研究期間の終了日が令和9年3月31日以後である共同研究契約の期間を延長する場合を除く。）に係る間接経費の額については、改正後の規則第8条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

研究者を本学に派遣される場合、下記の研究料が必要となります。

区分	研究料（円）
共同研究員	長期（6 か月を超えて1 年以内） 420,000
	短期（6 か月以内） 300,000

国立大学法人京都工芸繊維大学受託研究規則

平成17年3月30日制定

最終改正 令和8年2月12日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）における受託研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「受託研究」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第3号に定める業務のうち、企業等外部の機関（以下「委託者」という。）から委託を受けて職務として行う研究をいう。

2 この規則において「発明等」とは、国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則（平成16年9月16日制定。以下「発明等規則」という。）第2条第1号に規定する発明等、同条第6号に規定するノウハウ、同規則第27条に規定する回路配置、国立大学法人京都工芸繊維大学著作物取扱規則（平成27年7月23日制定）第2条第1号に規定する著作物及び、国立大学法人京都工芸繊維大学成果有体物取扱規則（平成27年7月23日制定）第2条第1項第1号に規定する成果有体物をいう。

3 この規則において「特許権等」とは、発明等規則第2条第2号及び第27条に規定する権利をいう。

(受入条件)

第3条 受託研究の受入に当たっては、必要に応じ、一定の条件を付すことがある。

(受託研究の申込)

第4条 委託者は、あらかじめ受託研究を担当する教員等（以下「研究担当者」という。）の同意を得て作成した受託研究申込書を学長に提出するものとする。

2 研究担当者は、前項の申込みがあったときは、当該委託の研究経費算定内訳書を作成するものとする。

(受入れの決定及び通知)

第5条 受託研究の受入れは、審議機関の議を経て、学長が決定するものとする。

2 学長は、受託研究の受入れに関し決定したときは、その決定内容を委託者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、受託研究の実施にあたり、委託者との間に受託研究契約を締結するものとする。

(経費の負担)

第7条 受託研究を受け入れるにあたって委託者が負担する経費は、研究経費（謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費その他の受託研究の遂行に直接必要な経費及び研究担当者が有する知の価値を勘案して計上する経費をいう。以下同じ。）及び間接経費（原則として研究経費の30％に相当する額とする。以下同じ。）とする。ただし、次に掲げる場合は、研究経費のみを負担するものとする。

- (1) 委託者が、国、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体及び国からの補助金を受けその再委託により研究を本学に委託する団体であって、予算又は財政事情により間接経費が負担できないと認められる場合
- (2) 競争的研究費等による研究経費で、当該研究経費に係る間接経費が措置されていない場合（設備等の取扱い）

第8条 研究経費により本学において取得した設備等の取扱いについては、本学と委託者が協議して定めるものとする。

- 2 受託研究の遂行上必要な場合には、委託者から、その所有に係る設備等を受け入れることができる。
- 3 受託研究を中止したとき又は受託研究が完了したときは、前項の規定により受け入れた設備等を委託者に返還するものとする。
- 4 設備等の搬入、据付及び搬出に要する経費は、委託者の負担とする。
（研究の中止又は期間の延長）

第9条 研究担当者は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長に申し出るものとする。

- 2 学長は、前項の申出を経て、委託者と協議の上、受託研究の中止又はその期間の延長を決定するものとする。
- 3 前項の規定により受託研究の中止又はその期間の延長が決定されたときは、委託者との間に変更契約を締結するものとする。
- 4 やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長するときは、本学はその責を負わないものとする。
（研究の中止に伴う研究経費等の取扱い）

第10条 受託研究を中止する場合において研究経費に不用額が生じた場合は、委託者の請求に基づき返還するものとする。

（特許権等の取扱い）

第11条 受託研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、発明等規則その他の関係規則の定めるところによる。

（研究完了及び研究成果の報告）

第12条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、受託研究契約に定める研究成果報告書を委託者に提出するとともに、研究成果報告書及び受託研究完了報告書を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項に規定する報告を受けたときは、必要に応じて委託者に受託研究の完了の報告を行うものとする。

(研究成果の公表等)

第13条 受託研究による研究成果は、公表を原則とする。

- 2 学長は、研究内容の性質上、特に必要と認められる場合には、受託研究の実施状況及び受託研究により得られた成果の公表の時期及び方法について、委託者と協議の上、その取扱いを定めることができるものとする。

- 3 受託研究において知り得た情報の取扱いについては、本学と委託者が協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 京都工芸繊維大学受託研究取扱規程（昭和63年9月29日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から同年3月31日までの間における改正後の規則第7条の規定の適用については、同条中「30%」とあるのは、「20%」とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

京都工芸繊維大学受託研究員等規則

平成20年3月27日制定

最終改正 平成30年9月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）において、受託研究員、私立学校研究員、専修学校研究員、公立学校研究員、教職員支援機構研修員及び国立学校等研究員（以下「受託研究員等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究員 企業等外部の機関の技術者又は研究者であって、その能力を向上させることを目的として、本学において研究を行う者をいう。
- (2) 私立学校研究員 私立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）の教員であって、本学において研究又は研修を行う者をいう。
- (3) 専修学校研究員 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が行う教員派遣研修により本学に派遣される者であって本学において研修を行う者又は専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の教員であって本学において研究又は研修を行う者をいう。
- (4) 公立学校研究員 公立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）の教員であって、本学において研究又は研修を行う者をいう。
- (5) 教職員支援機構研修員 独立行政法人教職員支援機構（独立行政法人教職員支援機構法（平成12年法律第88号）に規定するものをいう。以下同じ。）が行う教員派遣研修により本学に派遣される者であって、本学において研修を行う者をいう。
- (6) 国立学校等研究員 本学以外の国立大学法人が設置する学校、大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校（以下「国立学校等」という。）の教員であって、本学において研究又は研修を行う者をいう。

(資格)

第3条 受託研究員等として受け入れることのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条で定める大学院に入学することのできる者又は学長がこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請)

第4条 派遣元の機関の長は、あらかじめ受託研究員等を指導する本学の教員（以下「指導教員」という。）の同意を得た後、所定の申請書その他の必要な書類を学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 受託研究員等の受入れは、審議機関の議を経て、学長が決定するものとする。

2 学長は、受託研究員等の受入れに関し決定したときは、その決定内容を派遣元の機関の長に通知するものとする。

(受入期間)

第6条 受託研究員等の受入期間は、1年を超えないものとする。ただし、派遣元の機関の長からの申請により、この期間を延長することができる。

(研究方法等)

第7条 受託研究員等は、指導教員の指導のもとに本学の施設及び設備を利用して研究又は研修に従事するものとする。

(研究料)

第8条 受託研究員等の研究料の額及び徴収方法については、国立大学法人京都工芸繊維大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月8日制定）に定めるところによる。

2 研究料を本学の指定する日までに納付しないときは、受入れの決定を取消すことがある。

(証明書の交付)

第9条 学長は、受託研究員等がその研究事項等について証明を願い出たときは、必要な証明書を交付するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、受託研究員等に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

受託研究員の研究料は、受入期間の月数に下記の月額研究料を乗じた金額となります。

区分	月額研究料(円)
受託研究員	45,100

※1か月に満たない期間については、1か月とします。

国立大学法人京都工芸繊維大学学術指導規則

平成27年7月23日制定

最終改正 令和8年2月12日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）における学術指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「学術指導」とは、学外機関等からの依頼を受け、本学の職員等が有する教育上、研究上又は技術上の専門知識に基づき指導又は助言を行うことをいう。

2 この規則において「発明等」とは、国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則（平成16年9月16日制定。以下「発明等規則」という。）第2条第1号に規定する発明等、同条第6号に規定するノウハウ、同規則第27条に規定する回路配置、国立大学法人京都工芸繊維大学著作物取扱規則（平成27年7月27日制定）第2条第1号に規定する著作物及び、国立大学法人京都工芸繊維大学成果有体物取扱規則（平成27年7月27日制定）第2条第1項第1号に規定する成果有体物をいう。

3 この規則において「特許権等」とは、発明等規則第2条第2号及び第27条に規定する権利をいう。

(受入れの原則)

第3条 学術指導は、原則として職員等の職務と同一又は職務の範囲内にあるものと認められ、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

2 学術指導は、原則として本学内において行うこととする。

(受入条件)

第4条 学術指導の受入れに当たっては、必要に応じ、一定の条件を付すことがある。

(学術指導の申込)

第5条 学術指導の申込みをしようとする学外機関等は、指導を求める活動の内容等について産学公連携推進センター連携企画室に事前相談をするものとする。

2 前項に規定する事前相談を経て、学外機関等の長（これに準ずると認められる者を含む。以下同じ。）は、学術指導申込書を学長に提出するものとする。

(受入れの決定及び通知)

第6条 学術指導の受入れは、審議機関の議を経て、学長が決定するものとする。

2 学長は学術指導の受入れに関し決定したときは、その決定内容を学外機関等の長に通知するものとする。

(学術指導契約の締結)

第7条 学長は、学術指導の実施にあたり、学外機関等の長との間に学術指導契約を締結するものとする。

(経費の負担)

第8条 学術指導を受け入れるにあたって学外機関等が負担する経費（以下「学術指導料」という。）は、指導経費（学術指導を担当する職員等（以下「学術指導担当者」という。）の知識、ノウハウ等の提供の対価及び学術指導の遂行に直接必要な経費をいう。）及び間接経費（原則として指導経費の30%に相当する額とする。）とする。

2 学術指導料は、学術指導契約を締結後、速やかに徴収するものとする。

3 納付済みの学術指導料は、返還しない。

(設備等の取扱い)

第9条 指導経費により本学において取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 学術指導の実施に必要な場合は、学外機関等から、その所有に係る設備等を受け入れることができる。

3 学術指導を中止したとき又は学術指導が完了したときは、前項の規定により受け入れた設備等を学外機関等に返還するものとする。

4 設備等の搬入、据付及び搬出に要する経費は、学外機関等の負担とする。

(学術指導の中止又は期間の延長)

第10条 学外機関等又は学術指導担当者は、天災その他学術指導の実施上やむを得ない理由により、学術指導を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出を経て、学外機関等及び学術指導担当者と協議の上、学術指導の中止又はその期間の延長を決定するものとする。

3 前項の規定により学術指導の中止又はその期間の延長が決定されたときは、学外機関等の長との間に変更契約を締結するものとする。

4 やむを得ない理由により学術指導を中止し、又はその期間を延長するときは、本学はその責を負わないものとする。

5 学長は、学術指導の内容が、国立大学法人京都工芸繊維大学共同研究規則（平成17年3月30日制定）又は国立大学法人京都工芸繊維大学受託研究規則（平成17年3月30日制定）の適用を受けるべきものと認めるときは、学外機関等と協議の上、学術指導を中止することができる。

(特許権等の取扱い)

第11条 学術指導の実施に伴い発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、発明等規則その他の関係規則の定めるところによる。

(学術指導終了の報告)

第12条 学術指導担当者は、学術指導が終了したときは、学術指導実施報告書により学長に報告するものとする。

(学術指導の実施状況及び成果の公表等)

第13条 学術指導の実施状況や得られた成果の公表及び学術指導において知り得た情報の取扱いについては、本学と学外機関等が協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 学術指導開始日を令和9年3月31日以前とする学術指導契約（学術指導期間の終了日が令和9年3月31日以後である学術指導契約の期間を延長する場合を除く。）に係る間接経費の額については、改正後の規則第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則

平成16年9月16日制定

最終改正 平成30年9月27日

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 職員等の発明等に関する審査等（第3条）
第3章 発明等の届出（第4条—第6条）
第4章 権利の帰属（第7条—第13条）
第5章 不服申立て（第14条—第16条）
第6章 特許権等の実施、維持等（第17条—第21条）
第7章 補償の種類及び給付の対象者（第22条—第26条）
第8章 半導体集積回路の回路配置（第27条）
第9章 ノウハウ（第28条—第35条）
第10章 雑則（第36条—第38条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）の職員等が行った職務発明等の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、その発明者としての権利を保障し、職員等の発明意欲の向上を図るとともに、職務発明等の効率的活用によって、本学における職員等の社会貢献を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明等 次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法（昭和34年法律第121号）に定める発明
 - イ 実用新案法（昭和34年法律第123号）に定める考案
 - ウ 意匠法（昭和34年法律第125号）に定める意匠
 - エ 種苗法（平成10年法律第83号）に定める植物の新品種
- (2) 特許権等 次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法に定める特許権

イ 実用新案法に定める実用新案権

ウ 意匠法に定める意匠権

エ 種苗法に定める育成者権

オ 特許法に定める特許を受ける権利、実用新案法に定める実用新案登録を受ける権利、意匠法に定める意匠登録を受ける権利及び種苗法に定める品種登録を受ける権利（以下「特許等を受ける権利」という。）

カ 外国におけるアからオまでに掲げる権利に相当する権利

(3) 発明者 発明等を行った者をいう。

(4) 職員等 次に掲げる者（イからエまでに掲げる者であって、当該者が学外機関等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該者がこの規則の適用を受けることについて、当該学外機関等の同意があるものに限る。）をいう。

ア 本学の役員及び職員

イ 本学と雇用契約又は委嘱契約を締結している者（アに掲げる者を除く。）

ウ 本学の学部及び大学院の学生であって、かつ、本学との間で発明等の取扱いについて、この規則の適用を受けることについて同意している者

エ 本学との間で発明等の取扱いについて、この規則の適用を受けることについて同意している学外者

(5) 職務発明等 職員等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて行った発明等をいう。

(6) ノウハウ 機密性を有し、特定及び識別可能な形で保持され、かつ財産的な価値を持つ一群の技術情報をいう。

第2章 職員等の発明等に関する審査等

（職員等の発明等に関する審査等）

第3条 職員等の発明等に関する審査等は、産学公連携推進センター知的財産戦略室（以下「知財戦略室」という。）において行うものとする。

2 前項の審査等にあたっては、発明等の権利化の可能性、権利化に要する費用、特許権等の実施による収益及び特許権等の維持管理に係る費用その他の要素を総合的に考慮するものとする。

3 知財戦略室は、必要に応じて外部に調査及び審査を依頼することができる。

第3章 発明等の届出

（届出）

第4条 職員等は、発明等（第2条第1号ウに掲げる意匠を除く。以下この条において同じ。）を行った場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

2 職員等は、第2条第1号ウに掲げる意匠を創作した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学長に届け出るものとする。

(1) 創作した意匠について、譲渡、ライセンス等事業化の見込が生じたとき。

(2) 本学又は職員等が当事者である学外機関等との共同研究又は受託研究（以下「共同

研究等」という。)の契約等において、創作した意匠が本学に帰属するものとされているとき。

(3) 本学又は職員等が受けた研究助成等の受給条件等において、創作した意匠が本学に帰属するものとされているとき。

(4) 創作した意匠が発明等と関連がある場合において、職員等が当該発明等を学長に届け出たとき。

3 学長は、前2項の届出があったときは、速やかに届出者に届出を受理した旨を通知するものとする。

(権利の承継の決定及び通知)

第5条 学長は、前条第1項又は第2項の規定による発明等の届出があったときは、産学公連携推進センター（以下「センター」という。）における議を経て、当該発明等が職務発明等であるか否か及び本学が特許権等を承継するか否かを決定する。

2 学長は、前項の決定を行ったときは、届出者に速やかに通知するものとする。

(譲渡証書等の提出)

第6条 職員等は、前条第2項の場合において、特許権等を本学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、学長に譲渡証書その他学長が定める書類を提出するものとする。

第4章 権利の帰属

(本学帰属の原則)

第7条 第5条第1項の規定により、職務発明等であると判定された発明等に係る権利は、本学に帰属する。ただし、そのうち同項の規定により、本学が承継しないと決定したものについては、当該権利を発明者に帰属させることができる。

(本学以外の資金による研究)

第8条 職員等が、学外機関等からの寄附金、国等からの補助金その他本学以外の資金（受託研究費及び共同研究費を除く。）によって研究を行った場合において、当該研究により発明等が生じたときは、前条の規定を適用する。

(共同研究等)

第9条 職員等が、共同研究等を行う場合において、当該共同研究等により職務発明等が生じたときは、原則として第7条の規定を適用する。この場合において、当該共同研究等の相手方に対して、一定の成果の帰属及びその持分を認めることを妨げない。

(役員等兼業、技術コンサルティング兼業等)

第10条 本学の役員及び職員が、技術移転事業者（TL0）の役員等との兼業、研究成果活用企業の役員等との兼業、株式会社若しくは有限会社の監査役との兼業、技術コンサルティング兼業その他の兼業を行う場合、当該兼業により行った発明等については、原則としてこの規則を適用しないものとする。ただし、当該役員及び職員が兼業を行うに際し、本学の施設、設備その他の資源を用いることを学長が認めたものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する場合、役員及び職員は、その兼業先との間で、あらか

じめ当該役員及び職員が兼業先の役員等の職務の遂行により行った研究等又は技術コンサルティングの成果の帰属及びその持分を定めるものとし、当該役員及び職員に帰属する成果及びその持分については、第7条の規定を適用する。

(海外の研究機関等における研究成果の取扱い)

第11条 職員等が、海外の研究機関等において、本学における職員等の身分を保有して一定期間海外の研究機関等で研究に従事する者として挙げた研究成果は、当該研究機関等の内部規則及び当該研究機関等の属する国における関係法令に従う。

(本学と他大学等との間の研究者の異動)

第12条 職員等が、他の大学等他機関（以下この条において「他大学等」という。）から本学に赴任し、又は本学から他大学等へ赴任することに伴い、発明等が本学を含む複数の大学等に関連する場合、職員等は、第4条第1項及び第2項の規定により、当該発明等を本学の学長に届け出るものとする。

2 前項の場合において、産学公連携推進センター長が知財戦略室の審議結果を踏まえ、発明等から生じる特許等を受ける権利が本学又は他大学等に単独で帰属すると判断した場合を除き、当該特許等を受ける権利を共有することとなる他大学等とそれぞれの持分について協議を行うものとする。

3 前項の規定により、本学に帰属する持分については、第7条の規定を適用する。

(任意譲渡)

第13条 職員等以外の個人、法人又は国から、特許権等を本学に譲渡する旨の申出があったときは、学長は、センターにおける議を経て、当該特許権等を承継するか否かを決定する。

2 前項の規定は、職務発明等以外の職員等が行った発明等について準用する。

第5章 不服申立て

(設置)

第14条 本学に、この規則の適用を受ける職員等からの不服の申出に対応するため、不服申立窓口を設置する。

(不服)

第15条 不服申立窓口は、発明等の届出から技術移転にわたるこの規則の適用に関し、この規則の適用を受ける職員等の不服に対応する。

(不服申立ての方法)

第16条 職員等は、この規則の規定に基づく決定に対し不服があるときは、不服申立窓口に不服を申し立てることができる。

2 前項の申立てに関し必要な事項は、学長が定め

る。第6章 特許権等の実施、維持等

(権利化及び事業化)

第17条 第5条第1項又は第13条の規定に基づき本学が承継すると決定した特許権等については、学長が出願その他権利化に必要な手続を行うとともに、本学に帰属する特許権等に係るライセンス等の交渉及び契約締結を行うことにより事業化を促す

ものとする。

- 2 学長は、本学に帰属する特許権等に対して実施契約等の申込みを受けたときは、センターにおける議を経て、その実施又は持分譲渡に係る契約を締結するものとする。
- 3 学長は、前項による実施又は持分譲渡に係る契約を締結するときは、契約の目的及び金額、履行方法、期限並びに危険負担その他必要な事項を記入した契約書を作成するものとする。
- 4 職員等は、第4条第1項及び第2項の規定に基づき届出をした発明等について、本学が出願手続又は第三者からの異議申立て等に対する協力を依頼したときは、これに応じるものとする。

(不実施に対する本学の措置)

第18条 第7条又は第13条の規定に基づき本学に帰属する特許権等が共同研究等の相手方との共有に係る場合において、当該相手方が相当な期間正当な理由なく当該特許権等を実施しないときは、本学がその他の者に実施権を許諾することができることを定める等、発明等が社会に活用されるよう措置できる権利を当該相手方との契約において留保すべく努めるものとする。

- 2 第7条又は第13条の規定に基づき本学に帰属する特許権等が共同研究等の相手方との共有に係り、かつ、本学が自ら又はその他の者への実施許諾等の方法により当該特許権等を十分に活用できない場合、本学は、当該相手方が当該特許権等を実施することに対して、実施契約を結び対価を請求できる権利を当該相手方との契約において留保すべく努めるものとする。

(特許権等の存続期間中の維持等)

第19条 学長は、必要に応じ、センターにおける議を経て、第7条又は第13条の規定により本学に帰属した特許権等を維持するか否かを決定する。

- 2 前項の決定に際しては、発明者の意見を聴取するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、意見を聴取できないことについて相当の事由がある場合は、センターにおいてその取扱いを決定する。

(技術移転事業者の利用)

第20条 本学は、特許権等の活用を図るため、技術移転事業者（TLO）を利用することができる。

(知的財産を巡る紛争、訴訟等に対する対応)

第21条 本学は、第7条又は第13条の規定により本学に帰属する特許権等に係る紛争、訴訟等については、センターにおける議を経て、適切に対応するものとする。

第7章 補償の種類及び給付の対象者

(補償の種類及び給付の対象者)

第22条 補償の種類は、出願時補償、実施補償及び持分譲渡補償とする。

- 2 前項の補償は、第6条の規定に基づき、譲渡証書その他学長が定める書類を提出した者に対して行う。
- 3 第13条第2項の規定により、特許権等を本学が承継した場合は、譲渡証書その他学

長が定める書類を提出した者に対し、この章の規定を適用するものとする。

(出願時補償)

第23条 第5条第1項の規定により本学が承継した特許等を受ける権利を、出願したときは、出願時補償を行う。

2 出願時補償の額は、1件につき10,000円とする。

(実施補償)

第24条 本学に帰属する特許権等の実施その他の活用により本学が収入を得た場合において、当該収入の額から特許権等の出願及び維持管理に要した費用の額を控除してなお残額があるときは、実施補償を行う。

2 実施補償の額は、前項の残額の3分の1に相当する額とする。

3 第1項に規定する場合において、実施補償とは別に、同項の残額の3分の1に相当する額を実施補償を受ける者が指定する本学の教育研究分野に研究費として配分する。

(持分譲渡補償)

第24条の2 本学に帰属する特許権等の持分譲渡により本学が収入を得た場合において、当該収入の額から特許権等の出願及び維持管理に要した費用の額を控除してなお残額があるときは、持分譲渡補償を行う。

2 持分譲渡補償の額は、前項の残額の3分の1に相当する額とする。

3 第1項に規定する場合において、持分譲渡補償とは別に、同項の残額の3分の1に相当する額を持分譲渡補償を受ける者が指定する本学の教育研究分野に研究費として配分する。

(共有の場合の取扱い)

第25条 この章に定める補償を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、各人の補償は、各共有者の持分に従い按分する。

(発明者の転職及び退職等並びに死亡の場合の取扱い)

第26条 発明者が転職し、又は退職した後も、この章に定める補償を受ける権利は、当該発明者に存続する。発明者が第2条第4号ウに該当する者である場合において、卒業、修了又は退学する場合も同様とする。

2 発明者が死亡した場合は、この章に定める補償を受ける権利は、相続人に帰属する。

第8章 半導体集積回路の回路配置

(準用)

第27条 職員等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作した半導体集積回路の回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（以下「回路配置利用権等」という。）については、第2条第1号及び第2号の規定を除き、この規則の規定を準用するものとする。ただし、回路配置利用権等の性質上準用が不可能又は不適切な場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条 第1項	場合は、速やかに学長に届け出るものとする	場合において、回路配置利用権等を譲渡することによりその管理を本学において行うことを望むときは、学長にその旨届け出ることができる
第7条	第5条第1項の規定により、職務発明等であると判定された発明等に係る権利は	職員等が第4条第1項の届出をし、回路配置利用権等を、第5条第1項の規定に基づき、本学が承継する旨決定した場合、当該回路配置利用権等は
第22条 第1項	出願時補償、実施補償及び持分譲渡補償	申請時補償、実施補償及び持分譲渡補償
第23条 第1項	第5条第1項の規定により本学が承継した特許等を受ける権利を出願したときは、出願時補償を行う	第7条の規定により、本学に帰属する回路配置利用権等を半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に基づき本学が申請したときは、申請時補償を行う
第23条 第2項	出願時補償の額は	申請時補償の額は

第9章 ノウハウ

（ノウハウの届出）

第28条 職員等は、案出したノウハウについて次の各号のいずれかに該当するときは、学長に届け出るものとする。

- (1) 本学が承継又は譲渡を受けて帰属する特許権等、国立大学法人京都工芸繊維大学著作物取扱規則（平成27年7月23日制定。以下「著作物取扱規則」という。）に定める著作権、回路配置利用権等及び国立大学法人京都工芸繊維大学成果有体物取扱規則

（平成27年7月23日制定。以下「成果有体物取扱規則」という。）に定める成果有体物（以下本章において「知的財産権等」という。）と組み合わせられることによって、技術移転される知的財産権等の利用価値又は総体的財産価値が高まるとき。

- (2) 共同研究等の契約等により本学に帰属するものとされているとき。
- (3) 学外機関等にノウハウを譲渡又は当該ノウハウの利用を許諾しようとするとき。
- (4) ノウハウを案出した職員等が当該ノウハウを本学へ譲渡することを望むとき。
- (5) 学長より届出を求められたとき。

- 2 職員等は、前項に規定する届出の際、ノウハウのすべての案出者を明確にするとともに、当該ノウハウが第三者のノウハウを利用している場合は、それに関する情報を添付するものとする。

(ノウハウの承継の決定及び通知)

第29条 学長は、前条第1項の規定によるノウハウの届出があったときは、センターにおける議を経て、当該ノウハウを承継するか否かを決定する。

2 学長は、前項の決定を行ったときは、届出者に速やかに通知するものとする。

(譲渡証書等の提出)

第30条 職員等は、前条第2項の場合において、ノウハウを本学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、学長に譲渡証書その他学長が定める書類を提出するものとする。

(本学が承継したノウハウの職員等の利用)

第31条 本学は、ノウハウについて、利用できる者及びその利用範囲を定めることができる。

(職員等の異動等)

第32条 職員等は、異動、退職、卒業、退学等により本学における身分を失い、又は長期間に渡って出向、出張等する場合であって、ノウハウについて本学外で引き続き利用することを希望するときは、学長に届け出て、承認を得るものとする。

2 前項の届出を受けた学長は、センターにおける議を経て、ノウハウの取扱いについて決定するものとする。

(譲受補償)

第33条 本学は、第28条第1項各号(第1号を除く)に規定するノウハウについて、第30条の規定に基づきノウハウの譲渡を受けたときは、当該ノウハウを案出した職員等に対し、譲受補償を行う。

2 譲受補償の額は、1件につき5,000円とする。

(収入の配分)

第34条 本学が承継したノウハウが、単独又は本学に帰属する特許権等その他の権利と連結して、実施その他の活用をされ又は譲渡されることにより、本学が収入を得た場合は、第24条及び第24条の2の規定に準じて、当該ノウハウに係る収入を配分する。

2 ノウハウが、成果有体物取扱規則に定める成果有体物と連結して提供されることにより、本学が収入を得た場合は、成果有体物取扱規則第10条の規定に準じて、当該ノウハウに係る収入を配分する。

3 本学が承継したノウハウについて、国立大学法人京都工芸繊維大学学術指導規則(平成27年7月23日制定。以下「学術指導規則」という。)に基づく学術指導料として収入を得た場合は、学術指導規則第8条の規定を適用する。

(準用)

第35条 第14条から第16条まで、第20条、第21条、第25条、第26条、第36条から第38条までの規定は、ノウハウの取扱いについて準用する。

第10章 雑則

(守秘義務)

第36条 職員等は、必要な期間中職務発明等に関する情報の秘密を守るものとする。

- 2 前項に基づき秘密保持の義務のある発明等について、特許法第30条に定める事情がある場合、発明者は、その旨を学長にあらかじめ報告するものとする。

(端数の処理)

第37条 この規則により計算した補償の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第38条 この規則に定めるもののほか、発明等の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に職員等が届出又は任意譲渡の申出を行った発明等について適用する。
- 2 京都工芸繊維大学発明規程（昭和53年10月19日制定）は、廃止する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定により本学が国から承継した特許権等については、第6章の規定を適用する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、施行日前に職員等が届出又は任意譲渡の申出を行った発明等のうち、平成16年4月1日以降に本学が特許等の出願を行った発明等については、第6章及び第7章の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成18年11月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までに定められた実施補償について、施行日以降に当該実施補償を行う場合における当該実施補償の額は、改正後の第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに定められた持分譲渡補償について、施行日以降に当該持分譲渡補償を行う場合における当該持分譲渡補償の額は、改正後の第23条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年7月24日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までに創作された意匠については、改正後の第4条第2項の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

- 3 改正後の第2条第4号エに掲げる者に係る第22条第1項（第26条又は第27条の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定による補償は、施行日以降に同項に規定する要件を満たした場合に行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

国立大学法人京都工芸繊維大学成果有体物取扱規則

平成27年7月23日制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）の職員等が、本学の業務として作製した成果有体物を適正に管理し、学外機関との円滑な研究協力及び本学の研究促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成果有体物 研究の結果又はその過程において創作、抽出又は取得（以下「作製」という。）した試薬、化合物、組成物、材料、試料（遺伝子、微生物、細胞、ウイルス、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、抽出物、新材料、土壌、岩石等）、実験動物、試作品、実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。
 - (2) 職員等 次に掲げる者（イからエまでに掲げる者であって、当該者が学外機関等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該者がこの規則の適用を受けることについて、当該学外機関等の同意があるものに限る。）をいう。
 - ア 本学の役員及び職員
 - イ 本学と雇用契約又は委嘱契約を締結している者（アに掲げる者を除く。）
 - ウ 本学の学部及び大学院の学生であって、かつ、本学との間で成果有体物の取扱いについて、この規則の適用を受けることについて同意している者
 - エ 本学との間で成果有体物の取扱いについて、この規則の適用を受けることについて同意している学外者
 - (3) 学外機関 本学と共同研究を行う者、本学に研究を委託する者その他本学に所属する者以外の個人又は企業その他の団体をいう。
 - (4) 作製者 成果有体物を作製した職員等をいう。
 - (5) 提供 成果有体物を有償又は無償で学外機関に譲渡し、貸与し、又は引き渡すことをいう。
- 2 この規則において、成果有体物が増幅、繁殖又は複製可能なものである場合には、その子孫又は複製物も成果有体物とみなす。

(帰属)

第3条 本学の資金、施設、設備その他の資産を用いて行った研究の成果有体物は、特段の定めがない限り本学に帰属する。ただし、本学に帰属させないことが適切であると認められるものについては、この限りでない。

- 2 成果有体物を一部改変したものについても、原成果有体物の権利者たる本学の権利が及ぶものとする。

(管理等)

第4条 職員等は、成果有体物を作製したときは、当該成果有体物の特性に応じて適切に管理及び保管し、又は使用するものとする。

2 前項に規定する成果有体物が、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）その他の法令等に定める毒物又は劇物に該当する場合は、当該法令等に定めるもののほか、京都工芸繊維大学毒物・劇物管理要項（平成25年1月15日学長裁定）の定めるところにより取り扱うものとする。

(届出)

第5条 職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学長に届け出るものとする。

- (1) 学外機関に成果有体物を提供するとき（加工、分析等依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託を除く。）。
- (2) 学外機関から成果有体物を受け入れるとき（市販されている物を購入する場合を除く。）。
- (3) 学外機関に成果有体物を有償で提供する用意があるとき。
- (4) 技術的観点からの付加価値が顕在化したとき。
- (5) 作製した成果有体物について、学長から届出を求められたとき。

2 前項の届出を受けた学長は、成果有体物の取扱いを決定する。

(職員等の異動等)

第6条 職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、学長に届け出るものとする。

- (1) 異動、退職、卒業、退学等により本学における身分を失い、又は長期間に渡って出向、出張等する場合であって、職員等が保管する成果有体物が存在するとき。
- (2) 異動、退職、卒業、退学等により本学における身分を失い、又は長期間に渡って出向、出張等する場合であって、職員等が成果有体物について本学外で引き続き使用することを希望するとき。
- (3) 学外機関から本学への異動に伴い、本学に成果有体物を持ち込むとき。

2 前項の届出を受けた学長は、職員等と協議の上、成果有体物の取扱いについて決定するものとする。

(提供等の契約)

第7条 第5条の場合において、学長は、成果有体物を学外機関に提供し、又は学外機関から受け入れることを認めた場合には、必要に応じ、当該学外機関と契約書その他の書面を作成し、契約等を締結するものとする。この場合において、当該成果有体物が知的財産基本法（平成14年法律第122号）に規定する知的財産権の権利の対象となることが明らかである場合は、当該権利に配慮して契約等を締結するものとする。

(提供及び受入れの禁止)

第8条 職員等は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当するときは、これを学外機関に提供し、又は提供を受けてはならない。

- (1) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）その他の関係法令、生物多様性条約その他の条約、国の定める倫理指針等に違反するとき。
- (2) 本学の規則等に違反するとき。

- (3) 本学又は職員等を当事者とする学外機関との契約において、第三者に提供すること又は第三者から提供を受けることが禁止されているとき。
- (4) 個人の情報が特定され得るとき。
- (5) その他学長が提供又は受入れを禁止したとき。

(技術移転事業者の利用)

第9条 本学は、成果有体物の提供又は受領による技術移転を図るため、技術移転事業者（TLO）を利用することができる。

(収入の配分)

第10条 成果有体物を提供することにより本学が収入を得た場合において、当該成果有体物の提供に際し締結した契約等に要した費用の額を控除してなお残額があるときは、当該残額の80%を作製者が指定する教育研究分野に研究費として配分し、残りの20%を本学に配分する。

2 前項の規定により計算した収入の配分額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(守秘義務)

第11条 職員等は、成果有体物に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、公表し、開示し、又は漏洩してはならない。

- (1) 公表し、開示し、又は漏洩することにより、本学を出願人又は申請者に含む特許出願等に係る特許権等（国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則（平成16年9月16日制定。以下「発明等規則」という。）第2条第2号に規定する特許権等をいう。）を取得することができなくなるおそれがあるとき。
- (2) 本学又は職員等が、学外機関との契約上、守秘義務を課されているとき。

(準用)

第12条 成果有体物の取扱いに関しこの規則に定めのない事項については、発明等規則の規定を準用する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までに職員等が届出を行った成果有体物については、なお従前の例による。

国立大学法人京都工芸繊維大学著作物取扱規則

平成27年7月23日制定

最終改正 平成30年9月27日

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 著作権の処理に関する手続及び補償（第10条－第24条）

第3章 雑則（第25条－第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）の職員等が作成した著作物について、その取扱いを定め、職員等の著作物の作成を奨励するとともに、その権利を保障し、併せて著作物の管理の合理的運営と利用促進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 著作物 著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作物（デジタル技術を使用して作成された映像、画像、音声、文字等の情報であるデジタルコンテンツ、データベース及びプログラムを含む。）をいう。
- (2) 著作者人格権 著作権法第18条から第20条までに規定する権利（外国におけるこれらの権利に相当する権利を含む。）をいう。
- (3) 著作権 著作物を利用する権利及び著作権法第21条から第26条の3までに規定する権利（外国におけるこれらの権利に相当する権利を含む。）をいう。ただし、第5号に規定する職務著作物の著作権は、著作物を利用する権利及び著作権法第21条から第28条までに規定する権利（外国におけるこれらの権利に相当する権利を含む。）をいう。
- (4) 著作物の利用 前号に規定する各権利に基づき認められた行為をいう。
- (5) 職務著作物 本学の発意に基づいて職員等が職務上作成する著作物であって、プログラムの著作物以外の著作物については本学の著作の名義の下に公表する著作物をいう。
- (6) 職務関連著作物 職員等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて作成した著作物（学術論文、学位論文、個人名義の出版物、講演及びそれらに付随する実験データの図表等を除く。）であって、職務著作物以外のものをいう。

(7)研究契約等著作物 共同研究契約、受託研究契約その他の本学と第三者との契約（以下「研究契約等」という。）に基づき、職員等が作成した最終研究成果物（研究契約等の最終的な成果をいう。以下同じ。）である著作物をいう。なお、当該研究契約等において別段の定めがない限り、研究契約等著作物は、前号に規定する職務関連著作物に含まれるものとする。

(8)職員等 次に掲げる者（イからエまでに掲げる者であって、当該者が学外機関等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該者がこの規則の適用を受けることについて、当該学外機関等の同意があるものに限る。）をいう。

ア 本学の役員及び職員

イ 本学と雇用契約又は委嘱契約を締結している者（アに掲げる者を除く。）

ウ 本学の学部及び大学院の学生であって、かつ、本学との間で著作物の取扱いについて、この規則の適用を受けることについて同意している者

エ 本学との間で著作物の取扱いについて、この規則の適用を受けることについて同意している学外者

(9) 学外者 職員等以外の第三者である企業、機関又は個人をいう。

（職務著作物の帰属）

第3条 職員等が作成した職務著作物の著作者は本学とし、当該職務著作物の著作者人格権及び著作権を保有するものとする。

2 職員等が作成した職務著作物が、当該職員等又は第三者が既に所有する著作物（以下「原著作物」という。）を利用している場合、当該職員等は、原著作物を明示するものとする。

3 前項の場合において、原著作物に係る著作者人格権及び著作権は、当該原著作物の著作者が保有するものとし、原著作物を包含した職務著作物の著作者人格権及び著作権は、本学が保有するものとする。

4 本学は、前項に規定する職務著作物に包含される原著作物を利用するにあたり、原著作物に係る著作者人格権及び著作権を侵害しないよう留意するものとする。

5 原著作物の著作者である職員等（以下「原著作者」という。）は、原則として、原著作者としての著作者人格権及び著作権を行使しないものとする。

6 本学は、原著作者から原著作物に係る著作者人格権及び著作権の取扱いに関し疑義の申出があった場合、当該原著作者と協議するものとする。

（本学が著作権を保有する著作物の職員等の利用権）

第4条 本学は、職務著作物を作成した目的等に照らし、当該職務著作物を利用できる者及びその利用範囲を定めることができる。

2 本学及び職員等（第2条第8号ウ及びエに掲げる者を除く。）は、第14条の規定により本学が著作権者となった職務関連著作物について、非営利目的での研究及び教育のために無償で利用（当該職務関連著作物を作成した職員等にあつては、本学を退職した後の利用及び私的利用を含む。）することができる。

3 第14条の規定により本学が著作権者となった職務関連著作物を作成した職員等

は、本学及び職員等（第2条第8号ウ及びエに掲げる者を除く。以下第8条及び第25条から第27条までにおいて同じ。）の当該職務関連著作物の利用権を制限しないものとする。ただし、当該職務関連著作物のライセンス契約等で、別に定めがある場合はこの限りでない。

- 4 前2項の規定は、第23条の規定により本学に著作権が譲渡されたその他の著作物について準用する。

（職務関連著作物の帰属）

第5条 職員等が作成した職務関連著作物の著作者は、当該職員等とし、当該職務関連著作物の著作者人格権及び著作権法第21条から第28条までに規定する権利を保有するものとする。

- 2 第14条の規定に基づいて本学に著作権を譲渡した職務関連著作物について、その著作者たる職員等は、著作者人格権を行使しないものとする。

（職務関連著作物の管理）

第6条 職員等は、職務関連著作物を作成したときは、第12条から第14条までの手続を経て、本学が管理する著作物となるまで当該職務関連著作物を適正に管理するものとする。

（その他の著作物の帰属）

第7条 職員等が作成した職務著作物及び職務関連著作物以外の著作物の著作者は、当該職員等とし、当該著作物の著作者人格権及び著作権法第21条から第28条までに規定する権利を保有するものとする。

- 2 第23条の規定に基づいて本学に著作権を譲渡したその他の著作物について、その著作者たる職員等は、著作者人格権を行使しないものとする。

（退職後の取扱い）

第8条 職員等が在職中に完成させた著作物の取扱いは、当該職員等が本学を退職した後においても、この規則を適用するものとする。

（学外者に作成させる著作物）

第9条 本学又は職員等が学外者に著作物の作成を委託する場合において、本学は、当該委託に係る契約締結の際、当該著作物の利用に支障をきたさないよう、当該著作物に係る著作権に関する必要な処置を行うものとする。

第2章 著作権の処理に関する手続及び補償

（著作権等の取扱い）

第10条 職員等の著作権に関する審査等は、産学公連携推進センター知的財産戦略室において行うものとする。

（職務著作物の届出・管理）

第11条 職務著作物を作成した職員等は、学長に、速やかに届け出るとともに、同意書その他学長が定める書類を提出するものとする。ただし、当該職務著作物が、本学が作成した法人文書、本学若しくは本学の部局が定期若しくは不定期に作成した刊行物若しくは広報物又はそれらに付随する写真、図表、デザイン等であるときは、届出を要しない。

2 職員等は、前項の届出において、職務著作物の全ての著作者を明らかにするとともに、原著作物を利用している場合は、その範囲を特定又は識別が可能な形で明示し、原著作物に係る作成時期その他学長が求める情報、資料等を付記するものとする。当該職務著作物に関連する特許法に定める発明、実用新案法に定める考案、意匠法に定める意匠、種苗法に定める植物の新品種及びノウハウ等がある場合も同様とする。

3 第1項ただし書に規定する届出を要しない職務著作物については、当該職務著作物を作成した部局の責任において適正に管理するものとする。この場合において、複数の部局が職務著作物の作成に関与しているときは、協議により管理する部局を決定する。

(職務関連著作物の届出)

第12条 職務関連著作物を作成した職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、学長に、速やかに届け出るとともに、その他学長が定める書類を提出するものとする。

- (1)職務関連著作物の著作権を本学に譲渡することにより、著作権の管理を本学において行うことを望むとき。
- (2)研究契約等において、研究契約等著作物の著作権を本学に帰属させる旨が定められている場合に、最終研究成果物である研究契約等著作物を作成したとき。

2 職員等は、前項に規定する職務関連著作物の届出において、職務関連著作物の全ての著作者を明らかにするとともに、原著作物を利用している場合は、その範囲を特定又は識別が可能な形で明示し、原著作物に係る作成時期その他学長が求める情報、資料等を付記するものとする。当該職務関連著作物に関連する特許法に定める発明、実用新案法に定める考案、意匠法に定める意匠、種苗法に定める植物の新品種及びノウハウ等がある場合も同様とする。

(職務関連著作物の譲受の決定及び通知)

第13条 学長は、前条の規定による届出があったときは、産学公連携推進センター（以下「センター」という。）における議を経て、当該届出に関わる著作物が職務関連著作物であるか否か確認し、及び本学が当該職務関連著作物に係る著作権を譲り受けるか否かを決定する。

2 学長は、前項の決定を行ったときは、届出者に速やかに通知するものとする。

(職務関連著作物の譲渡手続)

第14条 職員等は、前条の規定により本学が職務関連著作物に係る著作権を譲り受けると決定したときは、当該著作権を本学に譲渡するものとし、学長に譲渡証書その他学長が定める書類を提出するものとする。

2 職員等は、前条の決定がなされた著作物について、学長の求めに応じ、当該著作物の複製物等を学長に提出するものとする。

(著作権登録への協力)

第15条 職員等は、前条の規定により本学が譲り受けた著作物について、本学が著作権の登録又は第三者からの異議申立て等に対する協力を依頼したときは、これに応じるものとする。

(不服申立ての方法)

第16条 職員等は、この規則の規定に基づく決定に対し不服があるときは、不服申立窓口に不服を申し立てることができる。

2 前項の申立てに関し必要な事項は、学長が定める。

(補償の種類及び給付の対象者)

第17条 補償の種類は、実施補償及び持分譲渡補償とする。

2 前項の補償は、第11条及び第14条の規定に基づき、同意書、譲渡証書その他学長が定める書類を提出した者に対し行う。

(実施補償)

第18条 第11条及び第13条の規定により本学が著作権を保有する著作物の実施その他の活用により本学が収入を得た場合において、当該収入の額から著作権の登録及び維持管理に要した費用の額を控除してなお残額があるときは、実施補償を行う。

2 実施補償の額は、前項の残額の3分の1に相当する額とする。

3 第1項に規定する場合において、実施補償とは別に、同項の残額の3分の1に相当する額を実施補償を受ける者が指定する本学の教育研究分野に研究費として配分する。

(持分譲渡補償)

第19条 第11条及び第13条の規定に基づき本学が著作権を保有する著作物の持分譲渡により本学が収入を得た場合において、当該収入の額から著作権の登録及び維持管理に要した費用の額を控除してなお残額があるときは、持分譲渡補償を行う。

2 持分譲渡補償の額は、前項の残額の3分の1に相当する額とする。

3 第1項に規定する場合において、持分譲渡補償とは別に、同項の残額の3分の1に相当する額を持分譲渡補償を受ける者が指定する本学の教育研究分野に研究費として配分する。

(共有の場合の取扱い)

第20条 この章に定める補償を受ける権利を有する著作者が2人以上あるときは、各人の補償は、各著作者の持分に従い按分する。

(著作者の転職、退職、死亡等の場合の取扱い)

第21条 著作者が転職し、又は退職した後も、この章に定める補償を受ける権利は、当該著作者に存続する。著作者が第2条第8号ウに該当する者である場合において、卒業、修了又は退学する場合も同様とする。

2 著作者が死亡した場合は、この章に定める補償を受ける権利は、相続人に帰属する。

(研究契約等における補償)

第22条 この章の規定にかかわらず、研究契約等において、研究契約等著作物の著作権を第三者に帰属させる旨が定められている場合の補償の有無及びその取扱いは、当該研究契約等の定めるところによる。

(その他の著作物の譲受)

第23条 第7条に規定するその他の著作物について、著作者である職員等が当該著作物の著作権を本学に譲渡することを希望した場合は、本学は当該著作権を譲り受けることができる。この場合における著作権の取扱い及び補償については、この章の規定に準じて行う。

(権利の保護と技術移転)

第24条 本学は、本学が所有する著作権を適切に保護し、その活用を促進する上で必要と判断したときは、適切に技術移転を行う。

2 学長は、前項の権利を保護するため必要と判断したときは、センターにおける議を経て、法的手続きを採ることができる。

3 本学は、著作権の活用を図るため、技術移転事業者（TLO）を利用することができる。第3章 雑則

(学生又は学外者との共同職務著作の取扱い)

第25条 職員等は、第2条第8号ウ及びエに掲げる者（以下「学生等」という。）と共同で職務著作物を作成し、又は将来共同で作成する可能性があるときは、共同著作者である学生等から、譲渡証書及び次に掲げる事項を記載した同意書を学長に提出させるものとする。

(1) 学生等との共同著作である職務著作物について、第3条の規定により、学生等の共有持分は本学が保有すること。

(2) 共同著作者である学生等の著作権について、第4条第1項に規定する事項に同意すること。

2 前項の規定により、学生等から本学に著作権が譲渡された場合において、本学は、職務著作物の著作者として当該学生等を取り扱い、第18条及び第19条に規定する補償を行うことができるものとする。

(学生等との共同職務関連著作の取扱い)

第26条 職員等は、学生等との共同著作である職務関連著作物について、第14条の規定により本学に著作権を譲渡するときは、共同著作者である学生等から、譲渡証書を学長に提出させるものとする。

2 職員等は、学生等と共同で職務関連著作物を作成し、又は将来共同で作成する可能性があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した同意書を、学生等から学長に提出させることができる。

(1) 学生等との共同著作である職務関連著作物について、第14条の規定により本学が著作権を譲り受けることを決定したときは、学生等の共有持分は、改めて学生等の同意を得ることなく本学に譲渡されること。

(2) 共同著作者である学生等の著作権について、第5条第2項に規定する事項に同意すること。

3 前2項の規定により、学生等から本学に著作権を譲渡された場合において、本学は、職

務関連著作物の著作権者として当該学生等を取り扱い、第18条及び第19条に規定する補償を行うことができるものとする。

(学生等との共同のその他著作の取扱い)

第27条 職員等と学生等との共同著作であるその他の著作物に係る取扱いについては、前条の規定に準じて行う。

(学外機関等との研究契約の締結)

第28条 本学は、学外機関等と共同して行う研究において、職員等と当該機関等に所属する者とが共同して作成した研究契約等著作物に係る著作権を当該機関等と共有することができるものとする。

2 本学は、学外機関等と共同して行う研究において、学長が特に必要と認める場合は、この規則の定めによらず、個別に契約又は協定等を締結することができる。この場合において、職員等は当該契約又は協定等の内容を遵守するものとする。

(端数の処理)

第29条 この規則により計算した補償の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、著作物の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

京都工芸繊維大学産学連携協力会会則

令和3年6月16日現在

(名称)

第1条 この会の名称は、京都工芸繊維大学産学連携協力会（以下「本会」という。）とする。

(目的)

第2条 本会は、京都工芸繊維大学が行う次に掲げる産学連携活動について、財政的支援及び交流事業に有益な提言をすることを目的とする。

- (1) 企業等との共同研究及び受託研究の実施
- (2) 企業等の技術者に対する技術教育及び研修の実施
- (3) 企業等に対する科学技術相談、学術・技術情報の提供及び技術交流
- (4) 企業等との人材育成及び交流
- (5) 国際研究連携
- (6) その他産学連携活動のために必要な事業

(会員)

第3条 本会は、次に掲げる会員で組織する。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同する企業等
- (2) 特別会員 顧問及び本会の趣旨に賛同する各種団体並びに京都工芸繊維大学関係者

(役員及び任務)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 会長は、本会を代表して会務を総括し、総会及び役員会を招集し、その議長となる。
 - (2) 副会長 若干名 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。
 - (3) 理事 若干名 理事は、本会の運営にあたる。
 - (4) 監事 2名 監事は、本会の会計監査を行う。
- 2 会長は、京都工芸繊維大学長をもって充てる。
- 3 副会長、理事及び監事は、総会で選出された各種団体の代表者及び企業等の代表者並びに京都工芸繊維大学関係者をもって充てる。
- 4 副会長、理事及び監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第5条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は総会及び役員会に出席して意見を述べることが

できる。

(総会)

第6条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、本会の運営に関する重要事項を審議し決定する。

3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(役員会)

第7条 役員会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 役員会は、本会の運営に関する事項及び総会に付議する事項を審議し決定する。

3 役員会は、役員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

4 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(会計)

第8条 本会の収入は、会費及びその他の収入とする。

2 収入の用途は、第2条の目的の達成及び本会の運営のための経費に充てるものとする。

3 正会員の会費は、年間1万円とし、年度始めに納入するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、新規加入の正会員の会費は、入会后速やかに納入するものとする。

5 特別会員の会費は徴収しないものとする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、京都工芸繊維大学研究推進・産学連携課内に置く。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、総会又は役員会の議を経て会長が別に定めるものとする。

附 則

この会則は、平成8年9月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 6 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

○お問い合わせ先

- 産学連携、技術シーズについてのお問い合わせ

研究推進・産学連携課 産学・地域連携係

Tel 075 (724) 7035

E-mail sangaku@jim.kit.ac.jp

- 共同研究、受託研究、学術指導、寄附金についてのお問い合わせ

研究推進・産学連携課 研究協力係

Tel 075 (724) 7714

E-mail research_cooperation@jim.kit.ac.jp

- 特許等についてのお問い合わせ

研究推進・産学連携課 知的財産係

Tel 075 (724) 7039

E-mail chizai@kit.ac.jp

発行/京都工芸繊維大学 研究推進・産学連携課

2011年 1月 第1版 発行

2026年 6月 第11版 発行

京都工芸繊維大学



企業者向け

産学連携について

- 産学連携制度や科学技術相談、特許出願まで -